
平成26年 第9回（定例）南部町議会会議録（第2日）

平成26年12月8日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成26年12月8日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鶴義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井 隆君
5番 植田均君	6番 景山 浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯清 視君 書記 ————— 前田憲昭君

書記 _____ 石 谷 麻衣子君

書記 _____ 小 林 公 葉君

書記 _____ 中 上 和 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	吉 原 賢 郎君
総務課長	加 藤 晃君	行財政改革推進室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	上 川 元 張君	防災監	種 茂 美君
税務課長	岡 田 厚 美君	町民生活課長	山 根 修 子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	福 田 範 史君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	畠 稔 明君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	芝 田 卓 巳君
上下水道課長	仲 田 磨理子君	産業課長	頼 田 泰 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員は 14 名です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

9 番、細田元教君、10 番、石上良夫君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに7番、杉谷早苗君の質問を許します。

杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 改めまして、皆さん、おはようございます。7番、杉谷早苗でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

このたびは家庭教育についてお尋ねいたします。

家庭は子供たちの健やかな育ちの基盤であり、全ての教育の出発点です。この教育の原点であり出発点の家庭教育について平成18年教育基本法の改正では独立規定として第10条、家庭教育が設けられました。これにより、子供の教育について第一義的責任は父母その他の保護者と定められており、同条2項において、国及び地方団体は保護者に対しての学習の機会及び情報の提供など必要な施策を講ずるよう努めなければならないと定められています。加えて、家庭教育に関する独立規定の新設として、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力として、第13条も設けられました。

これらの法改正を受け、国、県はそれぞれ教育振興基本計画の作成があり、我が南部町においても昨年つくられました。そして、我が町の教育基本計画の中に、核家族化により親が子育てを学ぶ機会の減少や地域の人間関係の希薄化、親の価値観の

多様化など、家庭環境は大きく変化しています。また、このような状況の中で孤立化傾向にある子育て家庭が課題を抱え込んでしまい、さらに、こうした家庭への支援のアプローチが難しい状況も生まれていますとあります。

このように家庭教育の重要性が認識されている今日、子供の体格は昭和22年の教育基本法が制定されたときよりも向上しており、就学時年齢も繰り下げるとの議論も聞こえています。反面、文部科学省国立教育研究所の滝充氏によると、今の子供は3歳幼い、また別の方は、大学生でも五、六歳は幼く、社会につながっている意識が少ない、このことは平気で迷惑なことをする、スマホで撮った写真をアップして、それがどんな影響を与えるか、このようなことが余り理解せずに簡単に行動を起こしてしまうというようなことを言っていらっしゃいます。そして、小学校教員を対象としたアンケートによると、91.2%、わがままな子供がふえているという報告もあります。

これらの現象は、先ほど述べましたように、一方的に子供にあるのではなく社会状況の変化に伴うことも要因の一つと考えられます。千葉大学教育学部の調査による子供の1日に歩く数、歩

数の比較では1980年代では1日に約2万3,000歩、歩いていたのが、2007年代では1日に約1万歩に減少していることになります。千葉大学の明石要一学長によると、この30年間で1日当たり1万二、三千歩減っていることを、これを時間に換算いたしますと、1時間ぐらいの放課後が消えているということになり、これらの意味するところは異なる年齢の子供が一緒に遊ぶ時間が少なくなっているということであり、これら異年齢の遊びの中でやっていいこととしてはいけないこのルールを守るという必要性を学ぶ機会を失うことを意味するものです。このようにルールを守るという社会性を育てるしつけを親ではなく仲間うちでやっていたこともなくなってきたと話されております。

以前では自然と身についてきた社会性も機会を失い、家庭の負担が大きくなっています。「早寝早起き朝御飯」運動による朝御飯を必ず食べようのスローガンにより、朝御飯を食べることが学力向上に大きくかかわっていることは理解されてきています。そして、文部科学省では平成26年度において睡眠のとり方についての検証がなされております。これは中・高校生を中心とした子供の睡眠習慣に関する化学的治験の整理分科会の中で討議され、保育園、幼稚園、小学校も検証されております。早晚、睡眠教育、睡眠授業というような事柄が学校現場に課せられてくるのではないかと感じています。

以上、述べてきましたように、食事や睡眠習慣は本来家庭のあり方でしたが、社会状況の変化により過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘され、基本的な生活習慣への教育に深く踏み込んだ検証がなされています。心理学専攻の山陽学園大学教授、近藤卓氏によりますと、子供にとって一番重要な心の中核となる感情の自尊感情には基本的な自尊感情と社会的な自尊感情があり、この社会的な自尊感情は周りから褒められれば伸びると言われ、学校の先生とか友達、地域の方によって育てられるものとされ、一方、基本的な自尊感情は自分を大切に思う気持ちであり、親子で共通の体験をしながら感情の共有により培われるものとあります。この基本的な自尊感情を育てるための家庭の教育力の低下について考え、今回の質問に至りました。

そこで、第10条第2項の、国及び地方公共団体は保護者に対しての学習の機会及び情報の提供など必要な施策を講ずるよう努めなければならないとありますが、我が町では具体的なものとしておせの背中を魅せようのキャンペーンなど、さまざまな取り組みがなされ、その姿勢は評価しております。同条第1項における、父母その他の保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならないとするという項目は、なかなか難しいことになっております。そこで、本議会で質問をし、皆でまたそれぞれが考えるきっかけになること

を願っております。

そこで、具体的な質問でございます。1点目は、我が町の家庭教育の取り組みを伺うとともに、家庭の教育力についての御所見を伺います。2点目といたしましては、現在、家庭教育支援員が配置されています。このことによる効果と今後の課題を伺います。

以上、壇上での質問といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 家庭教育について御質疑をいただきましたけれども、この件につきましては、教育長のほうから御答弁申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしてまいります。

まず、本町の家庭教育の取り組み状況と家庭の教育力についての所見はとのお尋ねでございます。議員御指摘のとおり、家庭教育は全ての教育の出発点でありながら、最終的には家庭内の教育ということからなかなか行政として踏み込みにくく、確かな手応えも得づらい領域でございます。平成18年の教育基本法改正に伴い、新たに家庭教育が条立てされ、保護者、地域、行政の役割が定められました。このことにより、家庭教育を地域全体で支えようとする社会の意識と支援する動きが具体化するようになってきたと認識をいたしております。本町では、町発足と同時に地域と連携、協働する家庭教育をその目指す姿として掲げるとともに、昨年度策定しました南部町教育振興基本計画においても重点施策の一つとして位置づけております。

今年度の具体的な取り組みについて幾つかお話ししたいと思います。毎月第3日曜日の家族の日に開催いたしております「みんな集まれ！あそぼう広場」では、今年度、これまでに7回開催し、延べ273名の親子の皆さんに参加をしていただきました。また、教育月間中の10月に開催しました「みんなで考える！第7回南部町教育の集い」では、父親をターゲットとする企画とし、参加を積極的に呼びかけたところ、参加者106名中、約半数の方が男性がありました。このほかにも、孫育て講座や子育てパパ育成講座、思春期の心とからだ発達講座や、子供の褒め方講座、新入生の保護者講座等、実施をしてまいりました。また連携する取り組みとしましては、PTA教育講演会や保育園の子育てセミナー、健康福祉課とは5回にわたる子育て親育ち教室、2月にはパパ力育成講座を開催する予定であります。

家庭の教育力についての所見はのことですが、先ほども申し上げましたように、私は教育長就任とともに地域と連携、協働する家庭教育を教育委員会のミッションの一つとしました。時代や社会の変化により保護者の暮らしや意識は変容を余儀なくされ、従来持っていた家庭の教

育力が発揮しづらい子育て環境になってきたと認識いたしております。そのため、家庭の教育力を補いつつ、同時に地域で子供を育てるという意識啓発の観点から地域と連携、協働する視点が求められていると考えています。しかしながら、厳しくも優しい親の愛情に起因する家庭内での教えや安心は地域が取ってかわることはできません。親でなければという責務については、親御さんの頑張りに期待をしなければならない領域あります。

次に、家庭教育推進員配置による効果と今後の課題についてであります。昨年度、新たに国の事業として家庭教育の推進に係る体制強化の取り組みがスタートしました。十分な予算規模でもありませんでしたので、いち早く文部科学省にかけ合い、その枠を確保するとともに、退職されたばかりで社会教育主事資格のある古都先生にその任をお引き受けいただきました。

効果はとのことでありますが、課題意識はあるものの体制的に取り組みが難しかった家庭教育に専任の者を配置できたこと、それも学校経験が豊富で家庭教育の必要性を強く認識されている方を配置できたことは大きな意味があると考えております。

今年度は特に町の最重点施策でもある少子化対策と連動し、町長部局と一体となった家庭教育、子育てを推進をしているところであります。具体的には、先ほど申し上げましたが、関係各課、機関と連携した切れ目のない学習機会の提供や保育園の保護者会、P T Aと連携した研修の充実、父親及び祖父母世代への学びの場の提供など、多岐にわたる事業が展開できるようになりました。このような取り組みを通して、親子のつながりはもちろん、親同士のつながりも強くなりつつあると考えています。さらには、さまざまな取り組みにおいて地域振興協議会やSports等、多様な機関、団体の協力もいただいている、地域の子供は地域で育てるという機運醸成にも影響を与えると認識をいたしております。また、南部町子育てサポートプロジェクトでは学び、相談、仲間という3つのテーマを掲げていますが、このうち学びについては、現在、家庭教育を支える成長と学びのプログラムを作成中であります。これに基づき、ゼロ歳から15歳のお子様をお持ちの保護者の方を対象に系統的な学習機会の提供を図ってまいりたいと考えております。

一方、子育て不安の解消を図るための相談活動を具体的にどう実現していくのかという問題があります。こうした学びの場への本当に支援を必要としている家庭の参加は決して多いとは言えず、具体的な悩みや困り事を十分に把握し切れていない状況もございます。そのような悩みをどう引き出し、それに対応する施策をどのように展開していくのか、つまり、よりきめ細やかな寄り添いをどう仕組んでいくのか、今後の課題であると認識をいたしております。

また、子育て不安の解消を図るために、親同士の仲間づくりが不可欠であります。仲間づ

くりを進めながら、そこへ切れ目のない学びの場を提供していく仕組みづくりも重要な課題であると考えております。

いずれにしましても、保護者の皆様に寄り添うというスタンスを大切にしながら、より魅力ある子育て、親育ちのプログラムと実践、子供の発達段階に応じた体系的な学びの仕組みづくりを総合的に進めてまいりたいと考えております。地域の皆様に支えていただきながら、家庭の教育力向上が実感できるよう町を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導、御支援賜りますことをお願いをし、お答えとさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 杉谷議員。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷でございます。御丁寧にありがとうございました。

本当に10条の家庭教育の2項についてはきめ細やかに地域との連携、さまざまな機関との連携をしておられて、そこの中から生まれてくることに期待をしなきゃいけないのかなというふうに思います。先ほど教育長がおっしゃいましたように、親の頑張りに期待するしかないというような、ここの状況が一番私は心配でしたので、それで今回はこのような質問をさせていただきました。必要とする方、手を差し伸べなければならない方、また、そういうふうに保護し、相談に乗り、見守っていかなければならない、そういう方をどのように見つけていくか、ここはなかなか、行政のほかの課の皆様方もそれぞれの課の業務の中で本当に必要な方に手が差し伸べられるかという、ここは一番難しいことだと思います。私はこの質問をいたしました、それの方、壇上でも申し上げましたように、気づいていただきたいなというふうに、それでこのたびをいたしました。取り組まれていることは十分に評価いたしております。その先に仲間づくりとか、その中でだんだんと広がっていって保護者の方の気づきというものに深く踏み込んでいけるのかな、それしかないのかなというふうに思います。

金曜日の今回提案された議案の中に健康福祉課に子育て親育ち成長プログラムをするという、そういうようなことを盛り込んだものが説明されました。これは何歳ぐらいまででしょうね、就学よりも先にまで行くのか、そのところはまだ説明を詳しく聞いておりませんが、わかりません。先ほど教育長がおっしゃいましたように、健康福祉課との連携が7回とおっしゃいましたでしょうかね、ちょっと定かではございませんが、より密に連携をとっておられる。また、このたびこのような議案の提案がございましたので、本当に、どういいますか、本当に二重にならないように、余り重なると保護者は煩わしく思いますので、重ならないようによく精査をしていただきたいと思っております。これは教育委員会さん、ずっとゼロ歳から15歳まで、そしてこれは従来保育園を持っていらっしゃいます町民生活課さん、それで連携がだんだん深くなってくる健

康福祉課さん、より深く連携をとって、とってとってばっかり言って申しわけないんですが、より深く、密にしていただきたいと思います。

それで、この中に、先ほどは家庭教育支援員の方の配置によって、その効果がだんだん、効果といいますか、それが洗い出されてきて実績が見えるようになってくるというようなお話をしたが、教育委員会さんのほうには幼児教育を専門になさっていた方もいらっしゃるように思いますが、その方の御活動といいますか、そういうものは、学校に行かれたり保育園に行かれたりされているんだと思いますが、その方とこの家庭教育支援員の方との関係は、関係といいますか、そのあたりはどのようなすみ分けといいますか、何といいますか、ちょっと私も言葉はわかりませんが、お二人はどのような活動をなさっているのかな、競合するようなところがあるのかな、それとも相談内容をお二人の方が協議なさっているのかなというようなところをお尋ねしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 福田総務・学校教育課長。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。先ほどのお尋ねは本年度うちに参りました室長のことではないかというふうに把握をしてございます。そういう意味で、学校教育室長と家庭教育支援推進員とのかかわりということですけども、幼児教育を専門にやってきておりますが、もともと小学校の教員でございまして、主に保小連携という形でその室長のほうは保育園に出かけたり小学校に出かけたりということで、その2つの連携を密にとっていると。当然、家庭教育のほうに関しましては推進員がおりますので、そちらのほうと話をしながら、同じ教育委員会内におりますので、日々情報交換をしながら、例えば教育の集いであれば一緒にやるとか、家庭教育の分野であれば古都先生のほうからアプローチをしてもらったり情報発信をしてもらい、同じ内容を学校や保育園には室長のほうから発信をしていくという形で、先ほどありましたが、いろんな会が重なると保護者の方や教員も保育士さんもそうですけども、みんなが困ってしまいますので、ぜひ1つの会でいろんなアプローチができるようにいろんな働きかけができるようにということで連携をしながらやっているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 杉谷議員。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 次に、前回も私はICT教育について質問をさせていただきました。現在のそういうICT環境というのは非常に複雑で、それこそゲームとかスマホとかそういったメディアというもののつき合い方というのは、学校のほうにお尋ねして、携帯電話を持っておりませんか、スマホを持っておりませんかってお尋ねいたしましたが、学校には持ってこない

というような格好ですので、これはもう家庭の中のことに頼るしかございません。そのようなときにちょうど先月、11月26日に子供の人権ということで、ここにいらっしゃる福田先生から本当に貴重な講演を聞かせていただきました。この中の議員も、それから職員の皆様も感動して聞かれたことと思います。

その中で、何といいますかね、全部を聞いてからでないとこの感動はなかなかお伝えにくいんでございますけれども、ゲーム機ですね、それとか音楽プレーヤー、それがいかに危ないことかということをお話ししてくださいました。Wi-Fiという、私たちなかなかなじみがない、高年齢といいますか、私たちのなじみのないことの光と影といいますか、そのようなことでお話しいただきました。それがいかに子供の、本当に危ないか、そのことについてちょっと私のおさらいも兼ねながら皆様にも聞いていただいて、そこに今、家庭のこれから、何といいますか、問題点を見出していかなきゃいけないんじゃないのかなと思いますので、Wi-Fiのことにつきまして中であったゲーム機とか、そのようなものをすぐ簡単に与えるんだけども、そうじゃないんだよ、手を切るような包丁とか、あるいは自動車の運転でもそれなりの年齢と訓練をして初めて使うんだけども、ゲーム機とかプレーヤーとか簡単に与えると怖いんだよというような、その辺のところを私はなかなかよく説明もできませんので、やはり教師であられる福田先生の辺からちょっとさわりの辺を聞かせていただきたいなと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 福田総務・学校教育課長。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。どういう形でお答えをしていいのか、ちょっと戸惑ってはおりますが、少しきょう家庭教育ということで御質問いただいておりますので、先ほど教育長も申し上げましたが、本当に家庭教育というふうに一義的にと言われましたが、個々の家庭の教育力が低下したというふうには思ってございません。ただ、家庭教育がしづらくなったり、発揮できなくなったり、こういう社会環境があるということでお答えをするならば、まさにその一つがメディアであろうというふうに考えております。以前はそれぞれの温かい家庭の中で子供たちはおじいちゃんやおばあちゃんやお父さんやお母さん、いろんな中で兄弟もあって姉妹もある中で育ってきた、それが今メディアという物すごい強力な武器といいますか、今、子供たちが手に持っているスマートフォンであったりゲーム機であったり音楽プレーヤー、本当に手に乗るサイズですけども、あれは皆さん方の世代、一昔前でいきますと、それはちょっと失礼かもわかりませんが、一世代前ですと大きなコンピューター、家にあったコンピューター、それからテレビ、それからステレオ、それからゲーム機、そんなものを全部をこの手のひらに乗せてしまったものだ。しかも、昔はインターネットにつながると線がないといけ

なかったんですが、今は言われるようにWi-Fiといつて電波で飛んでしまう、無線で飛んでしまうということで、線をつながなくともどこでもできてしまう。今これがフリースポットといって無料で使える場所もふえてきた。そうすると、子供たちはさまざまな機械を使ってネットにつながるというようなことで、先ほど包丁とか自動車という話、私は気づく・知る・感じるの講演のときにも話をして、極端な話ですけども、社会が醸成していく熟成していけば刃物も便利だけど危険なものではない、そういう意味で、今メディアについては少しだけ社会のほうがさまざまおくれていると。まさに家庭がそういう中でいろいろトラブルが巻き込まれているということで、これからクリスマスとか子供たちのサンタのお願いにはひょっとしたら何とかゲーム機を買ってほしいみたいな、頂戴みたいなことがあるかもわかりませんが、まさにあれはとっても便利でとってもおもしろいですけども、使い方を間違えると危険な部分もございますので、そのあたりを家庭でしっかり約束をするとか使い方を考えるとかということでやっていただくものであって、決して安全なと言い切れるものではないということも御認識をいただきて、さまざま家庭で取り組んでいただいたり、お父さんお母さんのネットワーク、それこそお父さんお母さんが情報交換をしながら、子供たちをどう安全に、それこそでも楽しく元気に過ごさせていくかということをお考えをいただければということで、答弁になったかどうか少し不安ではございますが、以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 杉谷議員。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 今の子供たちは、本当に福田先生おっしゃるように、危険なものを危険と知らずに簡単に手に入れてしまう。それを与える保護者のほうもそこまでのことを考えないで与える場合がある。このようなことを皆さんに知っていただきたいということで、あえてこの場でも教えていただきました。

それで、私もある会に出ておりまして、サンタさんがというときに、あ、今ごろの子供さんはお父さんお母さんだけでなく、おじいちゃんおばあちゃん、父方、母方、たくさんの贈り物もおねだりできるような、そのようなことがございますので、保護者といいますか、PTA関係の方だけでなく、もう一世代上の方、その方たちにも十分心して状況を把握していただきたいなどこの場をかりてお願いしておきたいと思います。

それで、大体の家庭教育、先ほど家庭教育が教育力が落ちたのではなくて、しづらくなったりいうようなお話をございました。本当にそういうものだろうなと思います。今、教育委員会さんが取り組んでいらっしゃるさまざまなこと、健康福祉課さん、町民生活課さんと連携されてされていること、このような中から、少しずつ基本的な自尊感情が芽生えてくる、保護者と同じこと

をして同じ共感を得て自然と自分は大事な存在なんだなという、そういうことに少し時間をかけながらも見守っていくしかないのかなというふうに感じました。しかしながら、社会的な自尊感情を醸成するような、そのようなことはしっかりとなさっておりますので、そういうような計画があったときには本当に皆さんで参加をしていきたいなと思っております。

それと、ごめんなさい。教育長さんも御存じだと思いますが、熊本県で家庭教育支援条例というものが去年つくられました。内容を見ますと本当に当たり前のことが書いてある条例ではございますが、これは条例をつくって各家庭への喚起を促すというか、気づきをしていただくか、そのようなこともあるのかなと思いました。条例の中身は本当に普通のことしか書いてはございません。

教育長さんはこの条例のことをどのような御見解を持っていらっしゃいますでしょうか。我が町に取り入れたらどのように思われますか、その辺の御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。熊本県のくまもと家庭教育支援条例ですか、感想をこれについて話をさせていただく前に、少しだけこれまでのやりとりの中で一、二申し上げておきたいと思います。

1点目は、答弁の中でさまざまな取り組みをお話をさせていただきました。今年度の場合、とりあえずしっかりと風呂敷を広げようというような状況かなというぐあいに思っておりますが、私ども教育委員会の職員とそれから町長事務部局の関連する課の職員とが一緒にさまざまな取り組みに同席をしてお手伝いをさせていただいておる、非常にある種、新鮮な感じもいたします。町長事務部局、教育委員会事務部局という分け隔てでなくて、やはりお互いに持っているノウハウやそういうものを一緒になってさまざまな取り組みをしていくことの大切さといいましょうか、そういうものを改めて私は現場に行かせてもらうたびに感じております。

それから、2つ目でありますけれども、メディアのことを先ほど福田課長のほうがお話をさせていただきました。課長も申し上げますように、決してメディアが悪いわけではなくて、これをどう活用するのかということなんんですけど、家庭教育の取り組みについても、逆にやっぱりこれを上手に使うことを考えんといけんかなというぐあいに私自身は思っています。答弁の中でも寄り添うということを言いましたけれども、寄り添うというのは具体的にどういうことなのかというところあたりがメディアで活用ができるのかとか、あるいは、これは昔からのことなんですけど、関係する皆さん方が必ず100%やれるわけがないというのが社会教育でございますから、とはいしながらも、お寄りいただきにくい状況があるとするならば、どうその情報を学びをこち

らから届けていくのか、このあたりもメディア等々を使うことができないのかなというようなことを考えております。

それからもう一つ、課長のお話の中で親同士のネットワークということを申し上げましたんで、そういうことの中で一つ気になるのは、やはりPTAという組織のあり方かなというぐあいに思っております。これも大変長い歴史のある組織でありますけれども、親御さんの現在の環境といいましょうか、そういうものとPTA活動ということを照らし合わせたときに少しすれ違いが生じているのかな、そういう意味では、これから家庭の教育の支援という観点でPTAのあり方というものを少し皆さんと一緒に考えていかなければいけんかな、そんなようなことを感じながら議員さんの御質問を聞かせていただきました。済みません。

家庭教育の県の条例でありますけれども、今、杉谷議員さんが申し上げられましたように、実は本当に当たり前のこと書いてあって、少し、こういうものが条例になるんだなという、正直には思いました。特に保護者の役割のあたりで子供に愛情を持って接しというような文言があって、少し私はショックでもございました。子供に愛情持って接するということを条例で規定をしていかなければならない、啓発をしていかなければならない、そこまで厳しい状況に来ているのかなというぐあいにも思うわけでありますけれども、少しショックだったというのが正直なことでございます。冒頭申し上げましたように、極めて当たり前のこと規定がしてございますし、本条例の狙いとするような方向性というのは、本町の現在の家庭教育推進の方向性と方向としては同じ方向を狙っているのかなというぐあいにも思っております。そういう意味では、条例にまづ頼るということでなくて、しっかりと取り組みをやっていって、ある程度何年か、3年とか4年とか、そういうスパンの中でやはり評価もしたいなと思っています。確かに評価しづらい領域ではあるけれども、あえてやっぱり取り組みをきちんと振り返って、どういうところに成果があったのか、どういうところに手が届いていないのかというのをやはり真摯に受けとめながら、その先のまた方向性として条例が必要だということであれば、また町のほうとも協議してまいらなければいけんなというぐあいに思いますけれども、当面は現在、本町が向かっております方向でしっかりとした具体的な取り組みに全力を挙げたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 杉谷議員。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 教育長の御見解をお尋ねいたしまして、私もそのようだなと思いました。我が国の新聞紙上ではそういう子供の虐待とかということがあるので、熊本のほうでは子供を慈しむというようなことも入れられたのかなというふうに思いますが、条例で規定しなければというほど、そういうものが子育てに必要なのかなという気持ちもございます。

そこで、先ほど子供のさまざまな育ちで変わってきたものの中で、文科省が取り組んでおります中・高校生の子供の睡眠ということについての中、私、資料を見ておりましたら、保育園の子供がお昼寝をする、五、六歳児ですね。そのことと、幼稚園の子供はお昼寝をしない、その差がずっと学力にも影響してくるというようなことも報告がございました。そのよしあしは別といたしまして、これからすみれ保育園が、保育に欠けない子供さんたち、その方たちも受け入れて一緒にされていくということについては、また違う指導の仕方も出てくるのではないのかなと思います。そういう意味におきましては、やはり就学前のそういう大事な時期ですので、教育委員会さんとしてはしっかりとそこの辺をサポートしてあげていただきたいと思います。この点につきましては、それこそ健康福祉課さん、町民生活課さん、それぞれの持ち分プラス教育的な側面というものがこのごろ非常に、幼児期の教育というのも基本法の中に新設になっておりますので、その辺のところを教育委員会さんとしてはしっかりとサポートをしていってあげてほしいと、これはお願ひしております。よろしくお願ひいたします。

そして、先ほどから重複にもなっておりますけれども、朝食を食べるということが学力と関係するということについて、毎朝、朝食をとる児童生徒ほど学力調査の得点が高い傾向がある、朝食摂取と体力との関係では毎朝、朝食をとる児童生徒ほど体力テストの得点が高い傾向がある、就寝と学力との関係も、毎日同じくらいの時間に寝起きしている児童ほど学力調査の平均回答率が高い傾向がある、このようなことが出ておりました。早寝早起き、朝御飯、この基本的な生活習慣をこれからもしっかりと御指導お願ひしたいと思います。

最後になりましたけども、こういう言葉がございますね。「銀も金も玉も何せむに優れる宝子にしかめやも」万葉集の山上憶良でございます。本当に子供は、8世紀ですかね、万葉集ができました、あのころの時代からも子供というものは本当に大事な大事な私たちの宝でございます。地域の宝、もちろんですが、まず第一に親の大事な宝でございます。そのような子供たちを慈しみ育していく環境づくりというものをこの南部町でしっかりとしていただきたいと思います。

私はこのたびは皆さんに、何といいますかね、気づく、感じる、何でしたっけ、もう一つございましたね、ああ、知る、知る、気づく、感じる、そのような、まず知るところから感じていただいてというような、そういう本当に人権の根本のところのそういうようなことも踏まえまして、皆さんに知っていただきたい、そういう意味で今回の質問をさせていただきました。

私はこれで終わりたいと思いますが、教育委員会のほうで何かもう少しつけ加えたいと思われるすることがございましたら、どうぞお願ひしたいと思いますが。

○議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） つけ加えるということでもないんですけども、答弁のほうでも申し上げましたように、南部町発足とともに、家庭教育は大変重要な取り組みであるということの認識をしてしっかりとやりたいと思いつつも、なかなか思うほどに具体的な施策がとれなかった。正直に反省をしておるところでありますけども、基本法の改正等々によってしっかりと後押しし、後ろ盾といいましょうか、そういうものができましたので、これまでの間の取り組みを取り返すべく、全ての教育の原点の取り組みとして引き続きしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で 7 番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、1 番、白川立真君の質問を許します。

白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） おはようございます。1 番、白川です。

質問事項としまして、ふるさと納税の拡大策として質問をさせていただきます。質問の背景ですけども、ふるさと納税制度は近年マスコミなどで取り上げられ、節約術の一つとして急速に国民に周知されるようになりました。我が町の納税額は、スタートした平成 20 年に比べて昨年は約 6 倍に増加をしています。さらに、納税額が増加したことでの特産品の需要もふえ、農家の方も大変喜んでおられます。

ここでふるさと納税についてもう少し説明させていただきますと、ふるさと納税とは、自分が支援をしたい自治体に寄附をすることができます。そして、その使い道も自治体の提案の中から選ぶこともできます。また、寄附金から一定額を差し引いた金額が所得控除の対象にもなります。つまり、節税策になるわけです。さらに、寄附したことによりその自治体から特典返礼などもあり、いわゆるお得感があるわけです。この制度は、寄附された方も喜び、寄附を受けた自治体も喜び、特産品に携わっている方も喜びます。一昔の大岡裁きで有名な三方一両損の痛み分けではなく、三方一両得と言ってよいのでしょうか、そういうみんなが喜ぶ制度になっているわけです。

三方一両損というちょっと古い言葉を出しましたけども、町民の若い方で何のことって思っておられる方もおられますので、三方一両損をちょっと簡単に説明をさせていただきますと、江戸時代のお話だったと思います。昔、左官屋の源さんという人が道で 3 両のお金を拾います。財布を見たら知り合いの大工の金さんと書いてあったので、金さんのところにその 3 両を持っていきますと、金さんは江戸っ子ですから、財布は返してもらうが 3 両は要らない、これはあなたのお金だと思います。持っていた源さんも困ります。これは私のお金じゃない。困った 2 人は大岡

越前守に相談に行くわけですけども、そこで大岡奉行は自分の財布から1両を出して4両にして、そして2両ずつ金さんと源さんに渡します。本来、金さんも3両もらえるはずだったのが2両になつて1両の損、源さんも1両の損、大岡さんも自分の財布から出したので1両の損、3人が和やかなお白州の場になつたんだなというふうに思いますが、この三方一両得と言いましたのは、例えば寄附者が1万円を南部町に寄附をされた、すると半分ぐらいの5,000円ぐらいの返礼がやってくる、5,000円の得。そして、南部町は1万円寄附してもらいましたが、5,000円の返礼を出しますので、5,000円の得。そして農家、または特産品に携わっている方も5,000円分買っていただけるんで5,000円の得。三方が5,000円の得をする大変いい制度ですけども、しかしながら、最近マスコミでもこのふるさと納税制度が広く周知されていきますと、自治体間の競争、この自治体間の競合というのが今後熾烈をきわめると予想をされます。我が町の特産品のPRをもう一度再考してみる必要があるのではないかというふうに考えます。

そこで、2点御質問をさせていただきます。

まず1点目ですけども、これまでホームページなどで特産品の写真を見ることができますが、特産品がつくられている背景や携わっておられる方をPRすることも特産品の魅力を引き出す技法と思われ、動画やDVDを活用してはどうでしょうか。これを伺います。

2点目です。地方創生が叫ばれる中、我が町の魅力を広域にPRすることも必要だと思います。ふるさと納税PRとともに我が町の観光や移住定住施策などをホームページでの動画やDVDを作成して、南部町そのものの魅力をPRできないかを伺います。

以上、2点について町長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 白川議員さんの御質問にお答えをしてまいります。

ふるさと納税の拡大策でございます。ふるさと納税に特産品のつくられていく過程をPRしてはどうかという御質問でございます。現在、ふるさと納税は年々増加している傾向にあり、本年11月末においては2,571件、2,733万7,000円の御寄附をいただいているところでございます。ふるさと納税については、その特典も魅力となり、全国的に寄附が増加しているところでございますけれども、ともすればその特典の競い合いになりがちであります。

ふるさと納税は都市圏から地方へ、自分の故郷の振興のために手助けをしたいという気持ちを生かすために始められた制度であります。多くの自治体がそれぞれに工夫を凝らし、この機会を捉えて町の特産品をPRし、また町の活性化の起爆剤として活用しようとしているものであります。

ます。南部町においても特産品である梨、柿など、または干し米や手づくりジャムなどを用意しているところです。最近では農作物に被害を与えていたイノシシを加工施設をつくることによりボタン鍋として用意したところ大変好評であり、県の特産品にも加えてもらい、多くの方から御希望をいただいております。

議員の言われますように、寄附していただく方にとって特典の内容はもとより、それに至る背景もわかれれば、より興味を持たれることになると思います。今、食においては品質はもちろんのこと、安全や生産の過程が明らかになっていることが大きな選択肢となっています。道の駅やスーパーなどでも生産者の見える工夫がされており、それがより皆さんの購買意欲につながっていることは言うまでもありません。生産過程を知ってもらう工夫はこの面から見てもとても有効な手段だと思います。

想定としてインターネットやDVDなどによりPRしてはどうかということですが、多くの方が町のホームページで申し込みをいただいている現状から、南部町ホームページに特産品のPRコーナーをつくり、動画でその魅力を伝えるようにしてはどうかと思う次第です。DVDの御提案もいただきましたが、個々の発送に同封するということについてはまだ検討が必要であろうと思います。南部町の特産品は農産物が多くを占めていますので時間がかかると思いますが、腰を据えて取り組んでいくように進めたいと考えております。

次に、このふるさと納税を我が町の観光や移住定住施策など、ホームページでの動画やDVDを作成して南部町の魅力をPRできないのかという御質問あります。百聞は一見にしかずといいますが、映像を用いて人の視覚に訴えることはPRの効果としては大きく有意義であると思います。ただ今日のように映像があふれて人々が気軽にさまざまな映像を楽しめる時代にあって、見る人の印象に残り、行ってみたい、住んでみたいと思わせる映像をつくるには、従来とは違った発想や切り口が必要であると思います。例えば、昨年鳥取県でも人気アイドルグループAKB48が歌う「恋するフォーチュンクッキー」を使って県内各地の観光地で地元の人々の歌と踊りをリレー式でつなぎ映像を制作しインターネット上で発信したところ、大きな反響を呼びました。議員もごらんになったのではないかと思いますが、1カットですが、南部町でも緑水湖畔のミステリーハウス、斜めの家を使った映像が登場します。また、最近鹿児島県が制作した観光PR映像が話題を呼んでおります。これは演出も何もなく、ただ屋久島の海岸に夕日が落ちる1時間の風景をインターネットの動画投稿サイトに流しているものでございますけれども、これが1カ月だけで再生回数が100万回を超える人気ぶりとなっており、海外からも反響を呼んでおります。このように現代に生きる人々の心に届く映像を制作するということは、従来の発想にとら

われない斬新な工夫と感性が必要であり、予算をかけば成果が上がるというものではない点に難しさがあろうかと思います。

また、映像を使って観光や移住定住などで南部町の魅力をPRできないかとの御質問ですが、もちろん有効な手段であると思っております。ただし、ターゲットをどこに置いた映像内容とするかということはよく検討しておく必要があると思います。観光のターゲットは県外、国外の観光客であり、観光客に行ってみたいと思わせる切り口で地域の魅力をアピールする必要があります。一方で、移住定住ではI・J・Uターンの希望者をターゲットとするため、町の気候、施策、子育て環境、教育環境、地域性、誘致企業などの実用的な情報も盛り込んでいく必要があります。ターゲットを明確にしておかないと中途半端なものになります。今申し上げたような問題点を踏まえ、費用対効果も考慮しつつ、映像も含めたさまざまな広報媒体を効果的に取り入れ活用しながら、南部町をPRする方策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○町長（坂本 昭文君） 白川議員。

○議員（1番 白川 立真君） 先ほどの町長の御答弁を聞いておりまして、胸をなでおろす気持ちであります。前向きに検討していくたい、そしてDVDまた動画という、また新しい世界に町が頭を向けて、そして右足を一步踏み出していきたいという力強い御答弁をいただきました。

先ほど町長からホームページ等の動画PRとDVD、DVDについてはちょっとターゲットをどこに絞ったらしいんだろうという、ここはちょっと検討しなければいけないなという御答弁でしたけども、このホームページの動画とDVDのちょっとした違いなんんですけども、ホームページというのは、ある手法でこの南部町のホームページにアクセスをして見てくださいねという、どっちかというと受動的な部分があるわけです。そして、たくさん的人が見られるんで、他の自治体の方も当然見て、南部町のこの技法を、言葉が悪いですけども、まねができるわけですよね。いろんな人が見られますからね。DVDを南部町のファンの方、または広く都市部の方に渡して見ていただく場合には、南部町とその南部町のファンの方を直接つなぐツールとでもいいましょうかね、ほかの誰もちょっと見ることができない、南部町とうちのファンの方、市民の方に届ける一つのツールで、他の自治体からなかなか見られにくいという部分もあるわけですから、先ほども町長も言われましたが、私も、あっ、そうだなと思いました。ターゲットがどこに絞るのかというのは本当に難しいことだなというふうに思います。

先ほど町長も動画の魅力について語っていただきました。私もちょっと調べてきましたので、ちょっとせっかくですので御紹介をしたいと思います。まず動画ですよね。これは音声と映像で訴える一つのツールであるわけです。そして視聴者の方に短時間に効果的に理解いただけるツー

ルである。そして、活字や静止画、または写真と比べ表現しにくいことも聴覚と視覚を使ってもらうことで、その動画を最大限に発揮できるものだと思います。百聞は一見にしかず、先ほども町長も言われました。百聞は一見にしかずという言葉のとおり、動画制作の、これはメーカーによりますと、動画の情報伝達力は活字や静止画と比べてその差はおよそ 5, 000 倍またはそれ以上であると言われるそうです。さらに、動きの躍動感を視聴者にダイレクトに伝えることができますので、視聴者には必要なときに思い出してもらえる効果がある。要はどうも記憶に残りやすいということだそうです。これも動画の魅力の一つである。

そして、動画に欠かせないことは、ストーリーがある、物語があるということです。そのストーリー、脚本のようなものですけども、1こま1こまの表現が大変重要になってくる。表現を構成する要素として写真、動画、BGM、ナレーションなどがありますけども、どの組み合わせがストーリーを引き立たせる表現としてベストなのか。つまり本当に伝えることが十分伝えるにはどの組み合わせがいいのか。先ほど町長も言われました無音の映像、このナレーション、BGM、全くないほうがよく伝わるという技法もまたあるそうです。そして、これは映像業者、メーカーによりますと、よくありがちなミスとして、技法にこだわる余り、一体何を伝えたいのかがわからない作品になってしまった。これはもうチョンボだそうですね、もうだめだと。

そういうようなこともあるので、つくるときは気をつけましょうということでしたけども、うちの場合、何を伝えるか、こういった映像で、限られた時間の中で何を伝えるか。やっぱり例えば寄附をされた方、または寄附をしたいなと思った方がうちのホームページの動画に入ってこられた場合に、まず南部町の、例えば梨が欲しいなと思って南部町のホームページに入ってこられた。そしたら梨の前に町長が例えば町民のおじいちゃんおばあちゃん、または子供たちと一緒に、どういったらいいでしょうか、映像に映って、にこやかにこの町のちょっと紹介をされている。これは例えですけども、そして、すぐ画面がゆっくり移り変わっていきまして、寄附をされた方にはその寄附金の使い道、南部町では何種類かありますよね、桜並木の保護とかオオサンショウウオの保護活動とか、教育、医療にかかわること、そういうようなことがまた楽しい映像となってそこに出てくる。これは寄附をしたい方、また寄附をされた方が見たときに、ああ、自分が寄附をしてよかったですと思えるような、そういう映像。そして、中には町長がその他目的達成のために必要と認めた事業、この金額が一番多いわけですけども、どういうことに使っているのか、どういうことに使って町民の皆さんのが楽しんでいるのか、そこにこっと笑ったような映像が動画で出ますと、寄附をされた方も、私、寄附をしてこんなに喜んでもらえるんだって思っていただける。そういう効果があるわけです。

例えば、ちょっと話が少しずれますけど、税金ってありますよね。この税金というのは強制力のある国民の義務的なものですけども、その使い道のPRがやはり十分でない部分もあるんで、税金というものに対しては市民の皆さんは厳しい考えや不満というのも持っておられる方も多いと思います。ここもやはりPRというとこが一つのキーワードかなというふうには思うんですけども、この寄附金も自分が寄附したことがこういうことに使ってもらっているんだというのが映像でわかると、その寄附者の方に感動を与えるんじゃないでしょうか。感動はやはり誰かに伝えたいということで、また別の方に、御近所さんでも兄弟の方でも伝えていただけるんじゃないのかな、そういうゆっくりとした広がりを見せるんではないのかなというふうに、いいほうにばかり考えてしまいますが、そういうふるさと納税のPR、そして、たくさんの人々に南部町のファンになってもらい、寄附者も幸せを感じ、映像を通して南部町民も幸せになっていることを感じてもらえる一つのツールだと思っております。再質問ですので、このことについて町長、何かつけ加えることがありましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。ふるさと納税については、非常に南部町を応援してやろうと言つていただく方が多くあって、去年のもう倍近く集まつておるというようなことからいっても、非常に大きな期待を寄せている事業でございます。

私、今、一番ちょっと気にしておりますのは、一つはお土産品などを競って加熱ぎみに全国的になっておるということです。国のはうもそこのあたりは注意をするように、本来の趣旨を損なわないようにというようなことで言っておりますけれども、あんまり本来の趣旨から離れて土産物で競い合うというようなことを中心に発展していかんほうがええのではないかと、このように思っております。

それからもう1点は、せっかくお寄せいただいた御寄附に、今まさに白川議員がおっしゃった、どのように町はあなたの寄附を使って応えているのか、町民がみんな喜んでいるのかということをパッケージにして伝えたいわけなんです。これができないと思います。一つは、桜並木の手入れですね、これやっておりますけれども、まだまだ御寄附をいただいた金額に応じたような使い道というものを持っているわけではないということありますし、それから、サンショウウオについては結構いろんな人からたくさん御寄附をいただいておりますけど、これは全国大会でも誘致をしたらというようなことにつなげております。すぐにはできませんけれども、そういう大会でも誘致して、御寄附をいただいた方にお応えをしたいというように思っております。

それから、要は寄附の項目が数多くあります、全体としては確かに2,000万とかいう大

きな金額をいただいていることがありますけれども、小さく分けるとパッケージでまとめてできるだけの額にまだ達していないというようなことがあって、まだまだそこのレベルにないわけですけれども、一定の水準に達しますと、やっぱりこの寄附についてはこういう事業をした、この寄附についてはこのように取り組んだだとか、今後このようにしたいとか、もうちょっと御寄附をお願いしますとか、そういう取り組みの仕方もあるのではないかと思っております。

一番気にしておるのが、その2点であります。お土産品の競争にならないようにということと、それともう一つはやったことをきちんと御報告をするような仕組みがまだできていないということで、これはちょっと気にしておりますけれども、間違いなくそういう方向で進めるように、毎年予算のときにふるさと納税の使い道ということについて課長さん方に知恵を絞っていただくようにお願いはしておりますけれども、それらをまとめて、こうすることもしましたというようなお礼の動画などもつくっていかんといけんと、このように思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 白川議員。

○議員（1番 白川 立真君） ありがとうございました。

今度はちょっとだけ視点を変えて、これを言うのを忘れてましたんで。特産品に携わっている方にちょっとお話を聞いてきました。はっきり言いまして、もう非常に喜んでおられました。柿、梨、ブドウありますけども、特に柿はことしの春、霜でかなり被害を受けて、さらにこれで値段が安かったらどうなるんだろうという不安を抱えてことしの秋、冬を迎えるましたけどね、柿農家の方は。そして、梨も実は年々、産地間競争というのがもう激しくなっておりまます。梨は鳥取県だけではありませんので、長野県を中心として、今もう全国いろんなところでつくられています。産地がどんどん動いていく中で、産地間競争がもうヒートアップをしている中で梨の生産過剰、そして価格が低迷していく、こういう流れの中で、これは何という梨だったかな、新興でしたかね、1,000箱以上買っていただいた。1,000箱ですよ。もうこれは梨の関係者、代表者、もう少し目に涙を浮かべながら本当に喜んでおられました。なぜかというと、これ市場に出すとどのぐらいするんですかって聞いたら、町に買ってもらう金額の半分以下なんだよと。自分の身に入る部分がもう全然違うんですよって。今、富有柿もそろそろ出荷の終わりを迎えています。今はあたごという梨が今ピークでしょうかね、まだこれ金額が出てませんけども、いずれにしても、今から5年前の平成20年は寄附額430万だったのが、25年は2,600万、26年度はもう3,000万超えていくんじゃないでしょうかというような勢いですけども、大変喜んでおられる。

それはそれで私はうれしいんですけども、この波に乗って、もちろん執行部の方、一生懸命取

り組んでおられると思いますけども、新しいものをもう一つ何かないか、もう二つ何か特産品の開発ないか。すぐにはできません。これは企画課さんでしょうか、いろんな企画をされて、他の自治体と競合しないような、大げさなことを言いますと、独占できるようなものです。そういう開発にも目を向けていってほしいなと思います。今いい風が吹いておりますんで、衆議院選挙の無風状態とは違います。もう今大変このふるさと納税というのはいい風が吹いてる。この特産品ということについて町長、もし何かあれば、特産品開発、お願いをしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山副町長。

○副町長（陶山 清孝君） ありがとうございます。ふるさと納税によって地域の方がそこまで喜んでいただいているというのは私は初めてお聞きしまして、本当に私どもうれしく思っています。

今回、ふるさと納税の御質問をいただきましたので、今一番脚光を浴びてます米子市のホームページを見てみました。63品目、米子市はどうも持っていますし、特徴としてはやはり加工品、企業の製品が多いようですね。それに対して南部町は、先ほど議員も言われましたように、12品目です。きのう、おとといのホームページを見ますと、その中のプレゼントできるものはもう既に4品目しかありません。それは農業の生産品が多いために受付を終了している状態にあるわけです。このあたりがキーになるんじゃないかと思います。いわゆる来年の収穫の予約まで持つていけば、農家の方はもっと喜ばれるかもしれません。本来は町長が申しましたように、このふるさと納税というのは南部町で育った方が都会に出て、大都会の中で暮らしながらも地域のことを思ってふるさとに寄附しようと、そのお返しとして、地域の今とれたての鮮度のいい果物等を送って、ありがとうということを伝えるというのが本来だったんですけれども、先ほどから出ていますように、マスコミ等の影響でほとんどが東京圏だと大都市圏から、多分でございますけれども、南部町に縁もゆかりもない方がいろいろな電子媒体等を通じて南部町のホームページに入って御寄附いただいているというのが本当じゃないかと思います。

ただ、これを決して否定するものではありませんで、議員も言われますように、観光だとか農産物の販売というのに使っていくということは大事な視点だと思います。産業界、各課等とも今後検討していくべきだと思いますけども、ぜひ今後は、一番全国内に流通していますのは、先ほども出てましたイノシシ等が非常に多くなってます。それから、ことしの大変な米価下落ということもありますので、お米等をもう少し、例えば白川さんところがひとめぼれをつくって、町長のところがコシヒカリで、うちのところがきぬむすめだということであれば、先ほどもされましたように、そういう動画で、私がつくりましたよというふうに動画もつくって、そういうものを誰がつくって、食べてほしいということを伝えるという手法は大事だと思います。これは武

雄市が既にやっておりまして、自分のところのお米が食べるものがなくなるほど売れてしまったという話も武雄の市長から直接お聞きしました。そういう手法が、ふるさと納税も大事なんですが、それよりも南部町の農家だとかの支えということになるんであれば、それは少し違った手法も含めながら、販売系路の一つのチャンネルとして、さらに発展するような方法というのも大事だと思いますので、そういう方向で考えてみたいというふうに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 白川議員。

○議員（1番 白川 立真君） 副町長、ありがとうございます。

そうしますと、2問目の再質問に移らさせていただきます。他の自治体の返礼品、特典をちょっと見てみると、ちょっとユニークなものが結構あるんですよね。観光チケット、これはスキーのリフト券だったり、体験チケット、または宿泊施設を持ってる町だと宿泊券など。要は寄附者にこの町に、自分の町に遊びに来てもらうような、観光に来ていただくような趣旨の特典もあるわけです。

我が町の観光地、幾つかあるんですけども、赤猪岩神社、花回廊、ブルーベリー観光農園、緑水湖周辺の体験型観光、また、自然そのものを神と祭る風習がありますことからたくさんの神社があり、いにしえより多くの方が暮らしていたようですね、この町は。法勝寺川水系、また小松谷川水系は昔から肥沃な土地であったんじゃないかなということが想像できるわけですが、流水や湧き水ももちろん豊かであったと想像ができます。そこで、そういうところですから居を構えて、昔の、何千年ぐらい前の話でしょうかね、みんなで暮らしていくにはここはふさわしい、大変暮らしやすい地形、土地なんだなというふうに想像ができます。

現在は法勝寺川水系の民と小松谷川水系で暮らしていた民がともに暮らして同じ町をつくっているわけですけども、私、ちょっとびっくりしましたのは、この観光地、今、赤猪岩神社と言いましたけど、最近バスがすごくとまっているんですよね。合併前の会見町の時代だと氏子の方が参られたり、お正月、初詣でに行かれる、そういうことは聞いていたんですけど、バスが結構、観光客の方ですね、来ておられる。そこで働いておられる方にちょっと聞いてみたら、来年の3月までに5,000人以上が来るんだよと、もう予約、リザーブが入ってるんだって言われて、本当ですかって。どういうことで、どういう仕掛けをされたんですかって聞いたら、それは上川課長に聞いてくださいと。（笑声）観光プロモーターの方が携わっておられるんですよね、企画課、ですよね。ミステリーツアーという何か聞きなれないことを言われた。赤猪岩神社を見に行く観光旅行ではなくて、ミステリーツアーにというのを企画されて、大阪でそういうツアーやのバスに乗ると、行き先は全く教えない、ミステリーですから。だから、そこに乗った人々は

一体どこに行くのかわからないんで乗り合わせた方同士でわくわくしながら車内でお話をされる。そして3時間後、赤猪岩神社に着く。そして説明を受けるというわけですよね。そして、ほかの、島根県にも行かれるそうですけども、そのルートに入れてもらったということで、もう今でもすごいのに、春までですか、5,000人以上の方が来られて、そこの売上、もう物すごいよく売れている。今、緑水園からも出張売店が出てるんですね。緑水園には寄ってくれないんですかって聞いたら、どうも寄ってくれないなという。だから、そこに出張売店をつくるんだという。いや、そんなにお客さんがミステリーツアー等で来られるというのを私は知らなかつたので、いつからですかって聞いたら、10月、秋ごろからだよというようなことを聞いた。こういうことも含めて、時間ももうそんなにないんですけども、PRできるんじゃないかな。

花回廊はもちろんいろんな形でいろんなラインからPRをされてますし、緑水園周辺はたくさん親子で楽しめるような体験型施設もいっぱいあります。そういう南部町そのものの魅力、そして施設だけじゃなしに、やはり移住定住ということを考えますと、人がそこに住みたいなと考えるときにさまざまなことが頭を思いめぐらすでしょうね。まず、子供さんがいるならば子供の教育環境、またけがや病気をしたときの医療環境、そして商工業都市までどのぐらいの距離があるんだ、アクセスはどうなんだ、年間の南部町の気候、どういう気候なんだ、雪がどのぐらい降るんだとか、何がおいしいのか、そこに住まう人々の人柄はどうなんでしょうね。私がどっかに住もうかなと思ったときに、やっぱり気にするのはそういうところなんですね。

ところが、例えば南部町の近隣県、岡山県、広島県、島根県ありますけども、その中に幾つかの自治体があるんですよね。一つ例を出しましょうか、広島の世羅町というところがあって、大変おいしいワインをつくるところで、ブドウ園が当然あると思いますよね。それは知ってて観光には行くんですよ。私たち、日本全国の人が観光に行くと大体、見るですよね、食べる、飲む、これはありますよね、飲むというのもあるんです。大体、観光に行かれるんですけど、そこの町自体を知らないんですね。だから、幾ら近くの岡山県の何とか町、広島県の世羅町といつても、観光地は知ってるんだけど、町自体を知らない。だから、そこに住みたいなと思ってもどんな町かわからないので、ちょっと悩んでしまう。これは世羅町の人も南部町のことを知らないと思うんですよ。南部町は柿があつたりイノシシの肉があつたりということは知ってると思うんだけど、そういう少し移住定住したいなという人向けにPRする場合、やはり町そのもののセットでPRをしたほうがより効果的じゃないかなというふうに思いますけども、町長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 上川企画政策課長。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。白川議員のほうからミステリーツ

アーナーのPRもしていただきまして、どうもありがとうございます。ミステリーツアーにつきましては、観光プロモーターのほうが6月に着任しまして、全国でいろんな種をまいて、観光業界に種をまいてこられたのがだんだんその実ができる、刈り取りの時期を迎えておるということではないかと思いますけれども、先ほどおっしゃいましたように、ミステリーツアーということで参加者にもどこに行くかを伝えないままバスに乗っていただくということですので、積極的にマスコミにPRとかができないものですから、なかなか知っている人が少ない状況なのかなと思いますけど、また機会を見てPRをしたいと思っております。11月の25日に始まりまして、1月の終わりまでに5,000人ということで、まだ今、集計といいますか、募集を取りまとめていけるところですので、まだ確定ではないんですけど、大体5,000人ということと、あと、先週また別の企画が入ってまいりまして、3月までにさらに3,000人くらい来るではないかということで、連日ほぼ、週に1回ぐらいは休みの日もあるんですけど、連日50人前後ぐらい、多い日、特に年末年始ですと出雲大社に参拝される方が途中寄られるというような初詣での時期でありますので、100人、200人ぐらい来られたりという日もあるようなんですねけれども、そのようなことで非常にぎわってきておりまして、課題としましてはその受け入れをどうするかということで、今、男女のトイレが1つずつ常設のものがありますけれども、もうパンクするということで急遽レンタルでトイレを増設をしたり、売店も手狭ですので、レンタルで大きなプレハブの売店を置きまして緑水園さんのほうに入っています販売のほうをしていただいているという状況にございますけれども、そういった受け入れ、プラス売っていただく特産品、先ほどもお話をありましたけれども、それをいかに品ぞろえといいますか、そろえていくかというのも今後の、すぐすぐにはできないんですけども、今後、せっかくおいでいただいたのに買うものが無いということですと困りますので、そういうものを開発しながら数もそろえていきたいというふうに思っております。

それから、ガイドをどうするかというようなことで、今は職員のほうでガイド、ローテーションを組んで対応しておりますけれども、地元のガイドの育成もガイドの皆さんに研修していただいたりということでやっておりますので、そういったことも徐々にではありますけれども、御協力をいただきながらやっていきたいと思っております。

せっかくこれだけたくさんいらっしゃるので、そういう人に南部町のよさをいかに効果的にPRするか、パンフレットもまだ十分なものがございませんので、そういったものですか、議員がおっしゃるDVDとか、そういった映像なんかも含めて、そういう広告媒体もこれからつくってPRしていくことで、せっかく南部町に来られた方が、あ、これはいい町だな、将来住んで

みたいなということでリピーターになっていただいたり、行く行く移住定住に結びつくというようなこともあるうかと思いますので、そういうための手段としてもそういう映像とかそういうものも今後検討していかないといけないなというふうに感じております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 白川議員。

○議員（1番 白川 立真君） 上川課長、ありがとうございます。

この事業は大変いい事業ですので、私たちも一生懸命応援しますし、恐らくきょうこのテレビを見ておられる町民の方も知恵を出し、アイデアを出し、みんなでつくっていくような、そういういい制度じゃないかなというふうに思いますので、もうこれはゆっくりでいいですから着実にお願いをしてほしいと思います。質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で1番、白川立真君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入ります。再開は10時55分から行います。よろしくお願いします。

午前10時37分休憩

午前10時55分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。議長から質問の許可を得ましたので、3つの事項について質問いたしますので、的確な答弁、よろしくお願ひします。

まず1つ目は、消費税増税の中止を国に求めることについてであります。今月の14日投開票の総選挙の争点の一つに、消費税増税は中止することを唯一日本共産党は政策を示しております。安倍首相はアベノミクス解散と売り込み、都合のいい統計数字を持ち出して、好循環が生まれている、このように自画自賛をしております。しかし、国民の実態とかけ離れ、本町では特にその思いが強いという声を聞きます。実態やそれを反映した統計に照らせば、増税不況を招いた経済失政をごまかす手法にすぎないのでないでしょうか。アベノミクスで潤ったのは限られた大企業と富裕層であり、町内ではマイナスの部分が多く、税の原則に沿った税制をすれば消費税増税に頼らなくても財源の確保は可能であり、さらなる消費税の増税は中止することが町民の暮らしを守ることであると考えて、質問いたします。

まず1つ、税の原則は応能負担ですが、消費税は応能負担と思われるでしょうか、どうでしょ
うか、お聞きします。

2つ目に、アベノミクスをどう評価をされますのか、お聞きします。

3つ目に町民の暮らしの実態から考えれば、町長として消費税増税の中止を国に求めることは
当然と思いますが、どうお考えでしょうか、お聞きします。

大きな2つ目の項目に町営住宅の運営管理を問います。町の主要事業の一つに、町住民人口の
増加を図ることが上げられております。そのためには、利用が困難な町営住宅の整備を早急に行
い、入居希望者の受け入れが可能にすることが必要ではないでしょうか。住環境は町の一つの文
化であって、入居保障の拡充をすることが求められております。今、町は福成地区に若者向け住
宅の建設に着手がされております。しかし、町内外で暮らす方の中には低額の住宅家賃を求める
方も多くあります。町営住宅の整備を急ぐ必要があり、問います。

その中の1つ、本年の当初予算説明書での目標は、150戸の住宅のうち老朽化住宅が多く占
めており、改善を早急に行い、良好な生活を入居者に営んでいただきますとあります。この成果
はどうでしょうか。お聞きします。

2つ、現在、使用が不可能な住宅は幾らあるでしょうか、お聞きします。

3つ、使用不可能な理由は何でしょうか、お聞きします。

4つ、今、入居されている方で屋根、壁などのふぐあいの声を聞きますが、実態はどのよう
でしょうか、またどのように認識されているのか、お聞きします。

5つ、早急に整備に取り組むことを求めるが、どうでしょうか、お考えをお聞きします。

大きな3つ目、公民館さいはく分館に町の正職員の配置を求めます。公民館さいはく分館に町
職員の配置は、社会教育の発展を図るためにも欠くことのできないことがあります。島根県の邑
南町では旧町村の公民館に自治体の正職員を配置し、社会教育の発展のために住民の対応を図っ
ていると聞きます。本町でも正職員を配置して職員の声に応えることを求めて問います。

1つ、以前にもこの件を求めるましたが、応じられませんでした。今も必要と感じないのか、ま
たその理由をお聞きします。

2つ、公民館における社会教育のあり方をどのように位置づけられているのでしょうか、お聞
きします。

以上、この場での質問は終わり、答弁の後、再質問をしますので、どうぞ答弁よろしくお願
いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしてまいります。

最初に、消費税の中止を求めるということでございます。まず、税の原則は応能負担であると思うとのことについては、応能負担、応益負担の税それぞれに特徴があり、双方がバランスよくあるべきであり、どちら一方というものではないと思っております。実質的な平等という点から見れば、応能負担がよりそうであろうと思います。また、消費税がどちらであるかということについては、応益負担の税であると認識をしております。

次に、アベノミクスの評価ということですけれども、アベノミクスは第2次安倍内閣が打ち出した経済戦略のこと、デフレからの脱却や一定の経済成長の達成など日本経済の再生を目指したものであります。評価についてはいろいろ分かれるところでありますけれども、雇用状況の改善や景気の回復など一定の成果はあったと感じています。しかしながら、その成果が日本全国どこでもそうであったかということになりますと、地方においてはその実感に乏しいところであり、また、最近においてはGDP、国内総生産が前期比率で2期連続マイナス成長となるなど、息切れ感があることも事実であります。このようなことから、成果は一時的にとどまっていると感じているところです。

次に、町民の暮らしを考えれば町長として消費税増税の中止を求めるべきではないかということです。安倍首相は、11月18日に来年10月から実施予定であった消費税の10%への引き上げを1年半延期し、再度の延期はないと発表しました。また、これについての国民に信を問うということで衆議院を解散し、来る12月14日に総選挙が行われることとなったわけであります。消費税については以前からお答えしていますように、少子高齢化の社会を迎える、国民の皆様が安心して暮らせるための社会保障制度を維持拡充するために必要な財源をどこに求めるかということについて、安定的な収入が見込まれること、受益者である私たちが広く負担する面から見ると公平性があると言える財源として消費税に求めたものです。所得の低い方ほどその負担割合が高くなるという制度であることは認識しているところですが、必要な財源として確保しなければならないものであると考えるところであります。このたびの総選挙が2年前と同じように消費税について国民の皆様が判断する場となっており、選挙の行方について見守りたいと考えていますので、今、消費税の増税中止を国に求める考えはございません。

次に、町営住宅の運営管理についてでございます。御存じのように、町営住宅は公営住宅法に基づき入居手続などを行っており、入居につきましては公営住宅法で定められた一定の所得以下であることが前提条件となっております。町内の現状について御説明いたしますと、町営住宅は8団地、150戸ございまして、123世帯、301人が入居されております。そのうち75

歳以上の高齢者の独居または高齢者のみの夫婦の世帯が13世帯、母子家庭が25世帯といった現状です。修繕につきましては、昨年3月に今後の長期計画を作成しましたが、今年度は大きな修繕をする予定はなく、細かなものについて随時連絡をいただき対応しております。また、団地全体的な修繕といったものについては行政要望としてまとめてもらい、修繕計画と照らし合わせ実施するように考えています。

次に、使用が不可能な住宅は何戸あるかということですが、12月1日現在で空き家の戸数でいいますと26戸となっております。使用不可能の戸数をお尋ねですが、修理費用をかければ、どの建物も使用は可能になります。しかしながら、空き家の古いものでは昭和48年以前の建築で築40年以上経過したものもあり、老朽化している現状の建物を見たときに、このまま修理して募集をしていくより解体、建てかえも考えていくことの検討も必要であると考え、募集をかけていない空き家が11戸あります。その他の理由としましては、募集しても応募がなかったということが上げられます。住宅を退居された後に新しい入居者がおられないとせっかく修理した建物が傷みやすく入居が不可能になってしまうこともあるため、入居の募集に当たっては住宅を希望される声なども参考にして実施するようにしております。募集方法は広報なんぶ、情報なんぶ、防災無線を通じ年数回行っております。

次、屋根、壁のふぐあいについてですが、屋根につきましては建築年度の古い住宅では雨漏りも発生することがありますが、連絡をいただき、すぐに対処するよう心がけております。また壁に関しましては、一部の住宅において湿気が高く、その影響からかカビが発生するため対策をお願いされているところがあり、順次対応をしていきたいと考えているところです。今のところ、屋根、壁については部分的に対応していますが、全面的な修理を行うとなれば大規模なものになると予想されるため、全体的な住宅計画とあわせた検討が必要となります。

町営住宅のうち、特に昭和に建てた住宅につきましては、25年以上経過しますので、木造住宅の耐用年数などを考えますと、次を見越した計画を実施していかなければならぬと考えます。過去には払い下げをしてきた経過がありますので、今後は払い下げの計画を立て、入居者に御理解をいただけるような検討をしていきたいと考えます。

また町営住宅の数については、近隣の町村に比べ十分な戸数があるものと考えております。古いものをそのままにして今以上に新規の住宅を建設する考えはございません。先ほど申しましたように、入居募集をした場合でも応募のないことがございますので、特に不足しているということはないのではないかと考えております。

今後の考え方としましては、今ある町営住宅をできるだけ払い下げを行い、町営住宅全体の数を

考えながら建てかえなども実施していきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。なお、現在、町で行っております少子化対策事業による若者定住のための住宅政策は別建てで考えておりますので、申し添えます。

次に、公民館さいはく分館に町の正職員配置を求めるということでございますが、これは教育長のほうから御答弁を申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 亀尾議員さんの御質問にお答えします。本件に関しましては、昨年の3月議会におきまして同様のお尋ねをいただいております。重ねての部分もあるとは思いますが、御了承いただきたいと思います。

まず、以前にもこのことを求めたが、今も必要を感じないのかとの御指摘でございます。担当いたします公民館の職員体制につきましては、引き続き教育委員会事務局内に専任職員1名、兼務職員1名の2名を配置をし、繁忙期には人権社会教育課全員で対応をする体制といたしております。御質問いただきました時期と比べ大きな変化はございませんが、今年度より兼務させます職員を町費職員から県費の教員とし、教育的視点での指導助言の充実を図っているところでございます。いつでも担当職員が現場にいるわけではございませんが、日ごろより法勝寺地域振興協議会職員の皆様とは連絡を密にし、御利用いただく皆様、特に自主学習グループの皆様には御不便や不都合とならないよう心配りいたしているところでございます。前回の御質問時にもお願いしましたが、公民館活動をされるのにお気づきの点や議員が伺っておられることがありますれば、改善をしてまいりたいと考えておりますので、御指導いただきますようよろしくお願ひいたします。

次に、公民館における社会教育のあり方をどのように位置づけているのかとの御質問でございます。公民館における社会教育のあり方とのお尋ねでありますので、そのとおりにお答えするならば、公民館の設置を定める社会教育法に逸脱しない限り必置義務の施設ではないことも含めまして、その目的や活動のフレームは平成20年6月の法改正においても基本的には変わっておりません。しかしながら、御質問の要旨は社会教育における公民館のあり方とも推察されますので、その観点からもう少しお答えをしておきたいと思います。

1980年代に学習者の視点を重視した生涯学習の理念が新たに示されたことにより、生涯学習と社会教育とが混同され始め、加えて急激な情報化の進展により、誰もがいつでもどこでも学べる、まさに生涯学習社会への移行が強く求められるようになりました。こうした中で社会教育そのものが見えにくくなり、それに伴って公民館のあり方も見直されるようになっております。

公民館を廃止をし、地域づくりの拠点とする機能を強化する自治体や公共的団体にその運営を委託する自治体が県下に散見するのも、こうしたことのあらわれであります。

元来、社会教育は時代や社会の変遷により、その担うべき役割は変わらざるを得ないわけであります。そのため、社会教育施設である公民館にも同様のことが求められることとなります。例えば、これまで公民館が主として担ってまいりました生きがいづくりや仲間づくりの諸活動が教育だけでなく福祉の分野でも活発に展開されていることをお考えいただければ、御理解いただけのではないかと思います。こうしたことから、ただ単に施設に職員がいればいいということではなく、社会の変化や町づくりの方向性を見きわめながら、公民館という公共の学びの場でどんな学びを提供すればいいのか、そのためにはどんな専門性を持った職員が必要かということが問われ直されているわけでございます。また、利用される皆様にはより学習への自主性や主体性が求められているとも言えるかと思います。

私は決して公民館が不要であるとお答えをしているわけではございません。さいはく分館は施設的にも機能的にも時代の要請に対応できているとは言いがたい現状にございます。また、町長マニフェストにおきましても、新しい社会教育の拠点施設について検討したいとされています。これからの中でも社会教育や公民館、もしくは公民館機能を持った類似施設が担うべき役割を住民の皆さんと共有しながら、そのために必要なスタッフは配置をしなければならないと考えています。限られた職員体制の中で学校教育を含めた多様な教育課題をにらみ合わせながら現体制といたしておりますことを御理解いただき、御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、それについて再質問を行いますので、お答えのほうをよろしくお願ひいたします。

まず最初に消費税のことに関してなんですけども、町長の答弁では消費税はいわゆる応能負担というんですか、そのこともあるんですけど、両面もあると、応益負担もあるんだということなんですけども、私は消費税に限ってみれば、やはり応能負担だと率直に言えるんではないかと思います。これは本来は、いつも主張するんですけど、税というのはやはり所得に応じて払う、負担する、これが原則だと思うんです。ところが、消費税というのは全く収入がない、極端なことを言やあ、子供がお菓子買いに行っても負担がされなければならないということなんですね。厳密に言えば、親とかあるいは友達からお金もらえば、それが収入かもしれません。極端なことを言えば所得になるかもしれません、しかし、実際その子供たちが労働によって得たお金では

ありません。いわゆる、何というんですか、利益に結びついたものではありません。そういう点からいえば、一言で言えばやはり消費税は応能負担であるというぐあいに位置づけるべきと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。今、亀尾議員さんのほうが消費税は応能負担であるということを言われたんですが、応能負担といいますと能力のある人が払うというような意味だと思っておりますので、消費税は言いかえれば、これは誰彼にもかかわらずそのものを買えば払う税金ですので、そのものを買うことによってその受益を受けるということで負担するわけですから、これは応益負担であると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は今の答弁おかしいと思いますよ。応能というのは、例えば、それじゃあ逆に言えば、住民税ですね、これはそれじゃあ、応能負担だというのから言えばどうなんでしょうか。私はですよ、住民税の場合は所得が仮になくともそれに負担する、いわゆる住むと、いうことになると思うんですが、算出にはいろいろ税務課のほうでやられるんですけども、私はあくまでも所得税の一部分と感じるべきではないと思うんです。つまり、自分の能力によってそれで利益を得たので払うという状況ではない、ただ品物を買ったからそれに払う、昔、消費税が出る前は、いわゆる物品税というのがありましたね。そういう類いのもんであって、私は応能負担ではないと思うんですが、再度もう一度お聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。今の応能負担であるっていうことで言われたんですかね。先ほどから申しますように、私は消費税は応益負担であると思っております。住民税については、これは応益部分、応能部分があると思っております。均等割は応益になるかもしれませんし、所得割部分は応能負担なのかなと思いますが、あくまでこの応能負担か応益負担かは、これはその自分が受ける利益に対して、それを能力に応じて払っていくのかどうかっていうことじゃないかと思っとりますので、所得税については自分の所得が多い人がようけ負担していくことですから、これは応能負担であると思いますし、消費税は、先ほど申しましたように所得の低い人、先ほど議員さんの例に言われました、例えば小学生がお金がないのに払わないけれど。これは能力があるから払うんでなくて、その物を買うことによって自分が受益を受けるということで負担の税を払う格好になるものですから、応益負担であると考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 龜尾 共三君） 今の答弁で消費税は応能ではなく応益負担であるということを答弁いただいたと私は理解します。

さて、2つ目のいわゆるアベノミクスの評価についてなんですが、先ほど町長の答弁では、日本経済の再生とか、あるいは雇用の改良ということが図られた面があるけども、しかし、地方ではなかなかそうはいってないよということを一言で言えば言われたと思うんです。私は一つ、町に限られて言えば別なんですけども、町に限って言えばということではなくて全国的に言えば、町でもそれは多分にそういう面があったと思うんですけど、雇用が図られたということなんですが、私は雇用が図られたのは、全国的に平均すれば非常に不正規の、いわゆるよく言うんですけども貧困の勤労者、ワーキングプアというんですか、そういう状況が結構ふえたのが雇用の増大につながった、このようにあるんですよ。町内については、私も雇用条件というのは調べたわけではないですがそういうことであって、雇用がふえたんだけれども実質所得が上がったとか、あるいは働いた分について応分の賃金というものが出てないというぐあいに思うんですけど、そこら辺について町長はどうお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。雇用については内容はちょっと置いといて、確実にふえておるということでございます。これは現在、町の職員をハローワークのほうに派遣しておりますし、大体状況というのは手にとるようにわかります。2年前と比べて確実に雇用状況は改善しておると、こういうことがあります。ただ、内容についてはワーキングプアだとかいろいろおっしゃいましたけれども、これはその前から、2年前から問題になっておったこととして、非正規の方が3分の1ぐらい占めておるというようなことは、これはアベノミクスが始まる前から言われておりますし、内容は改善すべき点もあるうと思いますけれども、雇用についてはそのように認識をしております。

それから、大企業中心に非常に景気がよくなっている今、政府のほうでは経済界に対して賃上げ要請ということを行っております。この春も、そういうことで賃上げがわずかではありましたけれどもできたわけですけれども、賃上げにつながりました。また来年の春も、賃上げをしていただくように政府のほうから経済界のほうに要請がございます。賃上げができてくれれば、消費につながっていくのではないかというもくろみですね。ですから、アベノミクスも今、道半ばではないかと、このように思っております。要は、いい経済状況にならなければ賃上げもできませんし、消費の拡大も望めないということだろうと思っておりまして、そういう意味で、道半ばとはいいうものの一定の評価はあるのではないかと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長のほうからアベノミクスはまだ道半ば、いずれは、ことし政府のほうが経済団体のほうへ賃上げをということを言って、それができた。十分では、幾らかできたと。来年も再来年もそれを続けるだろうということだったんです。私は確かに、もうけた分はやっぱり吐き出すのが当たり前だと思うんです。主に言われているのが、国内の中の重立った大企業、ここが内部留保として、いわゆるため込みというか、言葉が悪いですけども、積み上げたお金が285兆円と言われております。このお金を結局、見合う税をやっぱり国税を納める、そしてまたもうかったお金の中からそこで働く人もちろんのこと、それから大企業、主に下請のほうにもかなり仕事を要求しておりますから、その下請に本当に利益につながる、そしてまたそこで働く人たちの賃上げを十分賄う、そういうような状況にやれば、285兆円というのは1年間の今の国の予算よりはるかに大きなお金です。このお金をやっぱり税と、またそこで働く、かかる人、職員、そしてまた下請ですね、そこに出す。そうすれば懐が豊かになりますから、そこでお金が回る。日本経済がつまり良好のほうに向かうわけですね、そうすると直接もうけてない大企業にかかわらず、一般のお金がふえれば所得が上がりますから、そこで商売をしてる店とか、あるいは食べ物屋さんとかそういうところに、所得が上がれば当然税金の納税額もふえるわけなんです。だから私は、町長、この内部留保のお金の利用は、私が言ったんですけども、どうなんでしょう、町長もうなずくところがあるでしょうか、それとも、いや、そんなもんじゃないよと。企業者、経営者は経営者の考え方でやってるんだからというのか、どうなんでしょうか。そのことについて率直な考えをお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国会の予算委員会でやるようなお話なんですかでも、確かに285兆円もの資金が市場に出回れば、これは景気回復につながるのではないかと思います。ただ、私はちょっと誤解があるのではないかと思っておりますが、285兆円を現金で持っているというぐあいにお考えのようですが、内部留保といつてもいろんな形があって、285兆円を現金で持っているわけではないというように理解をしております。それを置いといても、一定の潤沢な資金があれば、これを働く人に還元をして賃上げにし、そして消費につなげていきたいというのがどうも政府のお考えのようとして、私はそれはそれでいい方向ではないかなと思っております。

そういうことで安倍総理も、いわゆるこのままいけば景気が腰折れになるのではないかということで消費税のアップを、10%にするのを延期をされたわけですね。中止とは言っておられま

せんけれども、延期をするということをおっしゃいましたから、私はそれはそれで結構な判断ではなかったかと思っております。（サイレン吹鳴）財政再建を優先したい、あるいはすることを目標に景気を腰折れさせてしまったら、本来の財政再建そのものが危うくなるわけですから、今回の判断は私はよかったですのではないかと思っております。ということで、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 消費税の問題についてはこれで最後なんですけども、先ほど町長も言われましたように、いろんな蓄えてる、中がね、お金が現金ばかりでないということ、それは私も理解しますが、しかし、その中で全額を吐き出せというわけではないんですけども、やはりその中で取り崩していくということ、このことが国内の経済が良好に向かうということだと思います。

私は、先ほど町長言われたんですけども、安倍首相が延期するということについてはをいうことだった、私は延期するってもいはずれは、1年半ですか、1年8カ月だったかな、後には必ずやるということだと思うんです。私はそうでなくて、先ほど言いましたように内部の留保したお金、これを吐き出し、そしてまた、税金としてのもうかった分についてはそれなりの税を負担していくということをやれば、消費税を10%にしなくとも十分財源はできるということを申し述べておきます。先ほど答弁にあったように国会の委員会のようじゃないかとのようなことですので、消費税については私はそういうぐあいに考えて主張するものであります。

さて、次に、住宅のことで聞くんですけども、先ほどいわゆる空き家があるということで、それで修繕を必要とすることもありますね。そういう中で、それからもう一つは、使用が不可能なところが26戸あるということなんですね。町長の答弁の中であったのは、昭和時代、昭和48年以前に建てた40年以上経過したのがかなりあるということで、極端なことを言えば、簡単に言えば、継ぎはぎの修理でやってもまた新たに、継ぎはぎした部分以外のところがまた壊れるという状況が起こると思うんです。本来ならきっちと、先ほど町長も触れられたんですけども、建てかえも考えてみたいということだったんですが、私はそれは当然です。ただ、建てかえといつてもきょうあす、あるいは来年に早急にできるというぐあいにはなかなか難しいと思いますが、今の状況、差し当たってのところについての対応というものを早急にやるべきだと思うんですけど、どうなんでしょうか。例えば屋根とか壁、そういうことも今もって聞きますし、それから戸構住宅や馬場住宅は側溝の部分も、湿気の関係もあるかと思うんですけども、以前から言ってるんですけど、なかなか対応がしていただけないという話もありますが、そこら辺も含めて

どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。建てかえの件につきましては、古い分につきましては現状で何とか、大きなものでない限りは、まだ住めるというものもありますので、修繕はその都度要望があれば対応しております。建てかえを考えるに当たりましては、やはり住んでおられる方と、あとは全体の計画を見ながら対応していきたいと考えております。

戸構、馬場の側溝と湿気の件なんですけれど、雨水等の処理につきましては今ある側溝で十分対応もできるというぐあいに考えますが、湿気の問題につきましては住宅が建つておる土地の状況ですとか周りの状況もありますので、そこら辺については、町長の答弁にありましたように、長期の計画も昨年3月のほうにつくっておりましたので、その辺とあわせて順次湿気のほうの対策も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど課長の答弁であったんですけども、恐らく、私の想像なんだけれども、してあげたいんだけれども、いわゆる予算の関係もあると思うんですけども、私はせっかくここの南部町に住んでおられる方を、本当に大変な状況だから嫌だわ、出ようというような考えが持たれりや、それこそ人口増加を目指そうという中で大きなマイナス点だと思うんです。先ほど課長の答弁にあったんですけども、雨水の関係とかそういうもん、根本的に、建材というんですか、ブロックの部分が多いとか、そういうような状況であったら、湿気の部分もあると思うんですけども、私は、そういうことに対しても考えれば、早目に建てかえをやるべきだと、計画すべきだと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど答弁をいたしましたように、木造建築物については払い下げを主に考えてまいりたいと思います。建てかえということを考えんわけではありませんけれども、基本的に古いものから必要があれば行っていくという方針なんです。

それから、先ほど申し上げたように、御質問があったような小さな修繕ですね、こういうものについては随時対応していくと。大きな修繕については計画的に対応していくという考え方で整理しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど町長の答弁であったんですけど、払い下げですね、これは木造の住宅についてはどうでしょうか、早目にやられるというんですが、大体めどとしてはどう

いうぐあいでしょうか。それと、それに対応するような住宅数というのはどれぐらいあるんでしょ
うか、お聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。払い下げのめどですが、できるだけ対応していきたい、早目に行いたいというぐあいに今も考えております。それで具体的な戸数ということになりますと、はっきりと住んでおられる戸数の住宅がまだ、今のこの場ではちょっと資料としてありませんので、また必要ありましたら委員会でもお示ししたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 突然に課長に答弁を求めて大変だと、悪かったと思いますが、戸数についてはまた委員会のほうででも出していただきたいというぐあいに思います。

そこで、早目と言われるとそれぞれの胸算用が違うんですが、どうでしょう、なかなか何年度とは言いにくいかもしれんですけども、1年後とか2年後とか、そういうことがある程度ありましたらお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。こちらは入居されておられる方との話し合いっていうものが重要になってきますんで、こちらの、町だけの計画でどんどんできるものではありません。いい案をつくりまして、早急に交渉したいというぐあいに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。木造住宅については耐用年数の半分を過ぎれば払い下げをしてもいいというぐあいに規定でなっておるそうでございます。私の記憶に間違いがなければそのようになっておりますので、そのような団地から優先的にどんどん進めていきたいというように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 利用者の方がおられるんで、先ほど課長が言われたように、一方的に町が払い下げるよと言ったって、応じない人は出てくれというわけにいかないと思いますので、十分に利用者の方との、何ていうんですか、相談をされて、合意のもとにしていただきたいということを、これ要望として言っておきます。

それから、住宅については建てかえのことも言されましたし、それから町長が最初に言われたんで、近隣の町村と比べれば、数とすれば、決して不足ではないというぐあいに、私はそういうぐあいに感じておるとこなんです。ただ、できれば建てかえについては、今までの感じからいい

ますと、公営の部分は、城山を例えますと、建てかえされたんですけども、払い下げのあった部分と建てかえあったんですけども、戸数が若干減ったのではないかと思うんですけども、近隣と比べるとそんなに不足はしてないと言われるんですけども、できるだけ、もし建てかえについては現状の戸数から減らさないようなことでやるべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。せっかくの機会ですので、ここに調べたものがござりますのでちょっと紹介しておきたいと思います。

南部町は140戸ございます。日吉津村が20戸、大山町232戸、日南町77戸、日野町50戸、江府町30戸、伯耆町は17戸ということでございまして、西伯郡内では大山町に次いで2番目に多い公営住宅を持っておるということでございます。こういう状況でございますので、持ち過ぎているとは思いませんけれども、他の町村と比して決して遜色のない水準であります。したがって、建てかえなどに当たっては、そういうことも勘案しなければいけないと思いますし、それから応募の状況や、そういう需要に応じてやっぱり対応したいと思っておりまして、最初から何が何でも140を維持するというようなことで考えているわけではございません。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 絶対この数は確保しなさいとは言いませんが、できるだけ町住民の人口を増加目指すんであれば、そういうぐあいにできるだけ数を減らすということはやめるように、現状維持を何とかするように計画していただきたいと思います。

今度はいわゆるさいはく分館についてのことをお聞きします。私の、先ほど教育長のほうから言われた社会教育法によってその地域の公民館の運営についてなんですけれども、これ、公民館のところ、私も法を見たんですけども、20条に目的として、公民館は市町村その他一定区域の住民のため、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると、このようになってるんですよ。

次に、公民館の事業なんですけども、22条にこう示してありますね。公民館は第20条の目的達成のためにおおむね左の事業を行う。ただし、この法律及び他の法令によって禁じられたものはこの限りではないということで、3つ上がっております。定期講読、それから討論、それから図書・記録とか、資料そろえとか、それから体育・レクリエーション、それから各種の団体、機関等の連絡を図ることとか、その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること、なっております。このようなことが公民館の事業ですよとあって、中で、私が特にこれは思うんですけど

ども、公民館の職員というのが第27条に掲げてあります。公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる、必ず置けとはないんですけども、置くことができる。館長は公民館の行う各種の事業の企画実施、その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。3つ目に、主事は課長の命を受け、公民館の事業の実施に当たるとなってるんです。そうしますと、果たしてこのさいはく公民館でこのようなことが対応できるだろうかというぐあいに思うわけなんです。

私は先日というか大分前ものぞいたんですけども、地域振興協議会の方が今あの建物を管理されてるんです。社会教育のことに関して、時々相談というんですか、来られるんですけども対応ができないくて、天萬地区のほうの教育委員会のほうにあります公民館のほうへ、そこの方のところに行って相談に対応してくださいというぐあいに言わざるを得ないということを言われるんです。もちろん、相談を受けられた地域振興協議会の職員さんも大変なことですし、また、せっかく出向いたのに天萬庁舎のほうへ向かわなければいけないというのは、やはりそこがマイナス点だと思うんです。そういうことから私は考えて、町の正職員をそこに置いて、もちろん主事の資格がある方がいいんですけど、もしそれが無理であれば、その職員を置かれて、その方に主事の資格を取ってもらうように研修に出てもらうべきだと思うんですけども、実際、教育長、どうでしょうか。私は社会教育、文化面、スポーツ面も全てを含めたら、ぜひこのことを職員を配置してやるべき、このことではないかと思います。

なお、つけ加えますと、邑南町のほうでは、先ほど教育長が言われましたけども、公民館、社会教育、生涯教育に限らず、いろんなこともということなんんですけども、邑南町はこのこと、その関連以外のこと、一般行政に関しても相談に乗って本庁に伝えるということをやっておられるんですけど、そこまで私はこだわりませんが、少なくとも公民館としての機能を発揮するだけの職員を配置するべきだと思うんですが、その点についてどうなんでしょうか、お答え願います。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。議員言われるとおり、正規職員を置くっていうのは望ましい姿ではあるとは思いますけども、現状、専任の職員を置くことは非常に難しい現状ではあると思っております。すぐに窓口のほうでも対応できない状況があるっていうことも承知はしておりますけども、できるだけ公民館職員並びに人権社会教育課全体の職員で、協議会のほうから何かあった場合とか、利用者の方から御質問等があった場合にはすぐ対応して、こちら側から出向いていくような体制をとっておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

それから、私、邑南町のほうはどういう状況があるかっていうのはちょっと承知をしておりま

せんので、申しわけありません。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど答弁もらったんですけど、難しい点があるということなんですが、その難しい点の大きなネックというのは一体何でしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。教育委員会の全体の職員の数でありましたり役場全体の職員数を考えた場合には、なかなか分館のほうに専任の職員を、もし配置をするつていうことになりますと1人っていうことには多分ならないと思います。1人職場っていうことでなかなか対応はできないと思いますので、最低限2人というような職員を配置するっていうことは現状では非常に難しい状況であると思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。社会教育法についてお話をございました。それだけ大きくくりのことで、それみんな同じようにせないけんっていうことではないわけでして、こういうようなくくりの中で町のあり方を加味をし、その中で必要な取り組みをしていくっていうことでございます。

正職員を配置をしなさいということでありました、今、次長がお答えをしたとおりかと思いますが、邑南町の例もございましたが、県内の様子を少しお話をしますと、私の記憶する範囲では、確かに合併以前といいましょうか、20年だとか、そのころというのは非常に多く正職員が配置をされておったっていうのは事実だろうというぐあいに思っていますが、ここ最近の傾向、この間、一、二年ほど前、確認をしたわけありますけど、正職員を配置をしてという公民館というのは、私の記憶では一定の数を置いておるという自治体は2つの自治体だったというように思っております。ほかの自治体に職員がいないというわけではなくて、いわゆる正職員以外の者で、非常勤だとかっていうような形の中で対応をしておられるというのが実態だろうというぐあいに思っています。そういうようなことも御理解をいただき、正職員を配置が今現在できていないということに関しましては、そういうことも含めて御理解を頂戴をしたいというぐあいに思っています。

答弁でも申し上げましたように、確かに現場にいないので、はいはいと、すぐキャッチボールするっていうことにならないところもあるというのは重々承知しておりますが、御迷惑や不都合にならないようにカバーをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど、これ県内の自治体が2つということでしょうか。はい。私、確かに近隣のことも考えられることもそうかと思うんですけども、私がこだわるのはなぜかといいますと、合併前は天津と、それから東西町に専任の主事を置いて、そこで公民館の活動をやられて、法勝寺の場合は公民館そのものが町の職員がおられたんであれだったんですけども、それがこの合併後に地域振興協議会の方がその管理をされるようになった関係からでしょうか、公民館に対して、主事はもちろんですけども、職員がいなくなったということなんですよ。非常に難しいということが答弁もらって、その難しいというのはどういうことですかと聞いたら、職員の絶対数のことを言われたんですけども、私は、こんなに少子高齢化が進んで、多種多様な問題がありますね、そういう中であれば、やはりもっともっと公民館の活動というものを盛んにすべきであり、必要を迫られてると思います。先ほど同僚の質問者の中でもあったんですけども、いわゆる家庭内教育とか、そういうことでいろんな手を、やっぱり教育委員会は学校と連携やられてるんですけども、しかし私は保護者だけではなくて、やはり町全体として子供に対してどう当たるのかということも、これは必要べからざることですから、ぜひ公民館の発展のために、今はいろいろ理由を上げられましたが、近い将来にかなり改善をしたいという考えはないでしょうか。そのことをお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。社会教育に、答弁でも申し上げましたけれども、公民館という一つの社会教育施設ということだけにとどまらないで、広く社会教育そのものが、こういう時代の流れの中でどういうような役割を果たしていくべきかっていうのは変わってきてるわけであります。私どもが社会教育に入ったころは、まさに、答弁でも申し上げましたけれども、生きがいづくりだと仲間づくりだと、そういうものを目標にといいましょうか、そういうものを大事にしながら取り組んで、それが中心だったわけであります。そういうものがさまざまな時代の中でさまざまな課題が出てきて、変化もずっとしてきているということでございます。当時のことと比べれば、情報化、メディアの問題もございますけれども、皆さん方が学習をされる場、方法というのは極めて多くなってきておる、いわゆる選択ができるようになってきておる。そうすると、必然的にその時代の社会教育が何を果たさなければいけないのか、このこと自体がやはり変わってきておりますので、そういうことの中で、ある面これまでお世話をできておったけれども、こういう部分についてはこちらの行政としては手を引きますので、公共の場の学びの場でありますから、皆さん方でしっかりやってください、こういうお手伝

いをしますよ、20年、30年前と同じようなことはできないっていうこともあります。しかしながら同時に、時代の中で新たに求められるものが出てくるだろうというぐあいに思っております。そういう意味では、町長のマニフェストのほうでも施設の必要性ということを申しておりますので、そういうことも前提にしながら、公民館も含め、社会教育の体制はどうあるべきかということを検討してまいりたいというぐあいに思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 議員の持ち時間が少なくなつてまいりました。意見をまとめるようによろしくお願ひいたします。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 本当にあと時間がありませんので、私は3点にわたって質問をしたわけですけども、答弁をいただきましたが、あくまでもこれについての要望というんですか、それを述べて終わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

まず、消費税についてなんですけども、先ほどいろいろ町長とも議論いたしましたけども、実際この町内で暮らしている、いわゆる町民ですね、とては非常に消費税、今8%でも大変な状況の中、これにプラス2%して10%になれば、考えてみれば1,000万の家を建てれば100万円の消費税が負担になるという状況なんですね。そういう中で、100万円あれば家庭電化製品も相当そろいますし、本当に大変な状況ですから、機会があれば町長のほうで、国のほうへ考えてくれんかということをぜひ述べていただきたいということを要望しておきます。

それから2つ目なんですけども、町営住宅の件ですが、本当に住環境が大事な状況だと思います。これはいろんな面にも通じてくることです。精神的な面でも、また、精神的な面もかなり部分占めますし、ぜひ建てかえも含めて、修繕することも早急に手を打っていただくことを要望します。

それから最後になりますが、公民館に正職員を配置して、しかもそこで、最初は無理としても主事の資格を得るような状況をつくっていただき、そしてこの町が社会教育の充実を図った上で安定していい町で暮らせる、いい町だよということをつくっていただくことを要望して、私の答弁を終わります。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入ります。午後は1時から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

午前中に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

4番、板井隆君の質問を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告をしておりました2点について質問させていただきます。よろしくお願いをいたします。

最初に、地域コミュニティーの方向性についてでございます。町内7地域の地域振興協議会が誕生して7年が経過しました。それまで公共の領域の全てを行政が担ってまいりました。しかし、職員の減少に伴い、行政のサービスには限度があり、さらに、少子高齢化の進展に伴う公共のサービスへの新たな期待により行政と公共の領域の違いが発生する中で、坂本町長はいち早く町内7地域に地域振興協議会を立ち上げ、地域の問題解決と町民の安心・安全にさまざまな対応がなされています。平成25年度に内閣府が行った調査では、東日本大震災後、強く意識するようになったのは何ですかというアンケートに、複数回答がありましたけれど、上位5項目が家族や親戚とのつながりが最も多く64.5%、以下、地域でのつながりを大切に思う60%、社会全体として助け合うことが重要だと思う46.5%、友人や知人とのつながりを大切に思う43.3%などの順となっておりました。このアンケートの結果からも、多様なニーズによる公共の拡大化、また職員の減少の現状から、今後さらなる各協議会の確立で地域コミュニティーの充実が必要になっていると思われます。

そこで、以下の点について伺います。

最初に、現状と課題について。この中では町内における限界集落と準限界集落の現状についてもお答えいただければと思っております。2番目といたしまして、行政の役割と地域振興協議会の役割について。3番目といたしまして、各協議会のコミュニティーの活動や組織体系も7年を過ぎ確立されてきております。さらに、活動内容も活発になりつつあると認識しておりますが、今後さらに住民主権を充実させるべきと考えております。活動内容を広げるためにもさまざまな権限を移譲したり、財源及び職員の充実を図る考えはないか。これは2年前のちょうどこのときにも私、質問をさせていただいております。その後の状況について、町長の考え方を伺いたいというふうに思っております。

次に、2点目の質問は里山再生事業の方向性についてです。最初に里山について定義を先に述べさせていただいてから、質問に移らせていただきます。

日本は山に険しく低地が少ないため、農耕文明が海岸地域や山間低地で始まったと考えられています。人々は水に恵まれ、谷地で稲を栽培し、高台で畑を耕し、森から燃料をとって山菜を集めて自給自足の生活を営んできました。そして、人間の住む村を里、遠い山々を奥山、農村近くの山を里山と呼んでおります。つまり、里山とは集落、田んぼ、畑、森林など異質の土地利用や植生によって視覚的に構成された地域のまとまりであると書いてありました。南部町は約80%近くが森林です。松くい虫とかいろんなことで山は荒れています。鳥獣による被害や、鳥獣の毛が全部抜けて病気になり、昔に比べてクワガタやカブトムシも少なくなっている気がします。里山は昔に比べて、とにかく暗いです。山道の一歩中に入るととても危険な状態になっております。山は暗くて荒れております。保水力にも問題があります。里山を明るくすることで保水力も増し、土砂災害も少なくなることができます。長期間放置され荒廃した里山の現状を町はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

以下の4点についてお伺いをいたします。

里山環境整備について。そして2番目といたしまして、現在、国、県事業などを含めた里山再生事業の南部町の現状についてお伺いをいたします。3番目、地元住民が地元共有林のボランティア作業を計画をしておられましたが、中山間地の里山再生を計画しておられたんですけど、近年の豪雨災害で現場に行けないととの声がありました。町としての支援ができないか、お伺いをいたします。4番目といたしまして、里山林を生かした生産業づくりについて、町の考え方をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えしてまいります。

地域コミュニティーの方向性についてでございます。現状と課題ということでございます。限界集落といいますのは、一般的に過疎化などにより、人口に占める65歳以上の高齢者の比率、いわゆる高齢化率が50%以上になって、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になっている集落を指すとされております。また、準限界集落とは、限界集落に次ぐ状態をいい、55歳以上の人口比率が50%を超えている場合とされております。

ことし10月31日時点の住民基本台帳人口をもとに南部町内の状況を見てみると、高齢化率が50%以上の限界集落は8集落あります。具体的に大国地区の小原、法勝寺地区の法勝寺4

区、伐株、東長田地区の金ヶ崎、常清、上長田地区の大河内、大木屋、賀野地区の荻名、以上の集落が該当します。また、集落ごとの55歳以上の人口データはとっておりませんので、厳密には準限界集落の状況はわかりませんけれども、高齢化率が45%以上50%未満の集落ということで見てみると、9集落ございます。ちなみに町全体の高齢化率は32.7%ですが、地域振興協議会単位で見ると、南さいはく地域振興協議会が41.6%、富有の里地域振興協議会が36.1%の順に高くなっています。若者の移住・定住が進まなければ、こうした集落は今後徐々にふえていくものと思います。

高齢化率の高い限界集落においては、生産活動の面では耕作放棄などによる農地・山林の荒廃、草刈りなどの共同作業の困難化、有害鳥獣被害の増加といった状況が見られます。また、生活面でも高齢者のひとり暮らしや夫婦だけの世帯がふえ、後継者のいない中で健康不安を抱え、緊急時の不安や、自動車の運転ができなくなったときの通院や買い物の不安を抱えておられる方がふえています。結果として、転出などによる空き家の増加なども相まって、地域の活力が低下し、集落機能の維持が困難となりつつあるのが現状でございます。集落の担い手をどう確保していくか、高齢者の見守りや日常生活のサポートをどう確保していくかが課題と考えております。

次、行政の役割と振興協議会の役割についてでございます。地域振興協議会は住民に身近な地域自治組織として、地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという考え方のもと、生活環境、福祉、産業振興、都市農村交流、伝統文化や地域行事などさまざまな分野で住民に身近な事業を実施し、住民とともに地域の活性化や課題解決に取り組んでいくことがその役割であると考えます。とりわけこうした高齢化の現状を見据えて、今後、高齢者の生活支援や集落機能の補完ということも重要な役割になってくるのではないかと思います。

行政としてはこうした地域振興協議会の活動を支援していくのが役割と考えております。具体的には、地域振興交付金による財政支援や、町への相談・連絡窓口としてサポートスタッフによる人的支援を行っているところですが、これとあわせて毎月、各協議会の会長・副会長との連絡会を開催して重点課題についての情報共有を図ったり、先日も協議会の正副会長や事務局員を対象に広島県の神石高原町で小規模高齢化集落の支援のあり方について研修を行ってきたところですが、こうした研修支援も行政の役割と考えております。

今後、さらに活動内容を広げるためにさまざまな権限移譲をしたり、財源及び職員の充実を図る考えはないかということでございますが、議員御指摘のとおり、地域振興協議会も8年目となり、組織もしっかりと確立され、活動内容もそれぞれの特徴を活用した取り組みを展開され、活性化していると認識しております。地域振興協議会は今後さらに住民主権を充実すべきとの御意見

については、私も全く同じ考え方を持っております。今まで以上に住民に寄り添い、住民のニーズを把握しながら、地域にしっかりと根をおろした組織となっていくことが大切だと考えております。活動の内容も住民の皆さんのがニーズに沿ったものにシフトしていくことが必要ではないかと思います。

今後さらに活動内容を広げるためにも権限移譲をとのことですが、振興協議会は権限をもって住民に臨む組織ではありません。これまでも、特に町行政が地域振興協議会の活動領域について何か権限を持って行使しているという状況にはございません。地域振興協議会の充実と町の支援の両者相まってここまで実績を上げているわけで、今後も連携して取り組んでまいりたいと考えております。その中で地域振興協議会で取り組んだほうが、より住民サービスにつながるような事業があれば、権限移譲ではございませんが、担っていただくこともあるうかと思います。

財源及び職員の充実を図る考えはないかということですが、来年度から交付税の一本算定が始まり、交付税の減額が避けられない中では、大変厳しい状況というのが正直なところです。もちろん町としても国や県の補助金など必要な財源確保に努めてまいりたいと思いますが、振興協議会としても住民ニーズに立って事業や行事の見直しを行っていただいたり、特産品開発などで自主財源の確保に努めていただくなど、御検討をいただくことが必要ではないかと考えております。

次に、里山再生事業の方向性についてでございます。まず、里山環境整備について回答します。里山とは一般的に人里に隣接し、人間の影響を受けた生態系が存在する山をいいます。里山は古くから人々の生活に深くかかわりながら維持管理され、農林業生産の場であるとともに多様な生物の育成空間、水源涵養、景観形成及び防災など、さまざまな役割を果たしてきました。南部町における森林面積は8,535ヘクタールと、町の面積の約75%を占めており、元来人々の生活と密接なつながりを持った歴史がある南部町は、まさに里山の町であるといえます。しかしながら、木材価格の低迷による森林所有者の林業への関心の低下、高齢化・担い手不足による林業従事者の減少、家庭用燃料としてのまき・木炭の利用の減少に伴う森林資源の経済的価値の下落などから、整備がなされない森林が多く見受けられるようになっています。森林は水源涵養機能や災害防止機能を有しており、自然環境・生活環境を守る上でも大きな役割を果たしているばかりでなく、二酸化炭素の吸収源としての機能を有しており、近年問題となっている地球温暖化の抑制機能を有していると考えられます。また、美しい里山風景は田園や河川の風景と相まって南部町の豊かな自然を感じることのできる貴重な財産であり、適切な整備・管理を行い、将来に継承していく必要があると考えております。

次に、里山再生事業の現状についてお答えします。里山の再生の基本は植栽、間伐、保育など

の森林施業実施による適切な森林管理です。現在、南部町においては造林事業、緑の産業再生プロジェクト、森林整備地域活動支援交付金などの国庫補助事業を活用し、植栽、保育、松くい虫被害地の樹種転換、施業の集約化に向けた現地調査、施業する森林の集約化の計画を示した森林経営計画の策定に向けた取り組みへの支援など、森林環境の整備を行うための事前の調査、準備などについて国、県の補助金を活用した事業を行っております。また、里山の手入れが行き届かないことが要因となって問題となっている竹林の荒廃について、鳥取県森林環境保全税を財源とした竹林整備事業を活用し、乱立した竹を一斉に伐採し、タケノコ生産林、竹材生産林としての竹林再生を実施しております。この事業では森林環境を整備するだけでなく、そこで生産されるタケノコ、竹材原料を販売することで地域経済の活性化に寄与しており、活用いただいた町民の方からは、長年の懸案であった竹の処理ができ、かつタケノコ生産林としての新たな活用ができたと好評を得ていることから、地域ぐるみで竹林整備が行えるよう積極的な活用を図ってまいります。

次に、地域ボランティアによる里山作業への支援についてでございます。ボランティア集団で里山保全を行う取り組みが全国各地で行われていますが、人員の確保と活動の継続性が問題になっています。また、これを町で実施しようとすると、莫大な税金を要することとなります。そのようなことからも、里山の保全は里山のある地域に暮らす人々が協力し合い、地域の集団または集落の単位で保全を行うことが最も望ましい姿であると考えます。そのような形で里山保全を実施するに当たり、冒頭にも紹介しました森林施業のための補助事業や竹林整備事業など、国、県の補助事業が活用できないかとともに検討してまいりたいと思いますので、御相談をいただきますようにお願いします。また、御指摘いただいた施業地に至る林道、作業路の小規模災害に対する支援につきましては、今後の検討課題であると考えています。

次に、里山林を生かした生産業についての町の考え方についてでございます。冒頭でも触れましたが、里山に対する人の手が離れてきた要因の一つとして、家庭用燃料としてまき・木炭の利用から石油などの化石燃料に移行したため、娯楽用途を除き、ほとんどその姿を消していったため、里山資源の経済的価値が下落したことが上げられます。しかし、東日本大震災の発生以降、自然エネルギーが見直されるとともに、その温かみなどからまきストーブが人気を集めようになりました。南部町においても平成23年度からまきストーブ設置に対する支援を導入したことにより設置する世帯が増え、まき材を求める声が多く聞かれるようになったことから、再度里山にあるまき材となる樹木が注目されるようになったと感じております。

そのような中で、現在、まきストーブの利用者が集まって供給体制が整備できる団体の結成に

向け取り組んでおりまして、その団体に対して、まき材となるナラ、クヌギ、カシが多数自生するミトロキの町有林を開放し、まきストーブ利用者の多くが苦慮されるまき材の確保を行い、同時に町有林に人工的な整備を図ることで萌芽再生を促し、豊かな自然環境の損失を防止したいと考えております。また、利用者団体については将来的に法人化し、伐倒、玉切り、搬出、加工、保管乾燥、配達などを行うことで、まきストーブの利用者へのまき材の安定供給を図ることでのり、行政でも企業でもない、新たな産業の創設を図りたいと考えております。これにより、新しい里山の管理方法として成立するだけでなく、町内で新たな雇用を生み出し、従事者の定住促進を図ることで人口増加にもつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。順次再質問をさせていただければと思います。

最初に地域コミュニティーの方向性と現状と課題についてなんですかと先ほど、最初、壇上で言ったときに、2年前に、ちょうど選挙が終わった後だったんですけれど、地域振興協議会の今後の考え方とかということさせてもらったときに、町長の答弁の中に、2年前ですけれど、現にもう自主的に活動がどんどん進んでおりまして、今さら職員が入り込んで指導をするような状況ではないと、そういうレベルに至っているというふうに答弁をしていただいております。また、町長はやっぱり自主的な活動を支えていく、いわゆる本庁の機能というものを高めて専門性を指導していくと、先ほど答弁で言われたとおりのことをまた改めて話を聞いていただいたところで、やはりいつも私、この協議会の質問をいたしますと最初に言うのが行政、南部町とそれから地域振興協議会は両輪であり、それが一緒になって進んでいくことが町の発展にもつながる、地域の問題解決にもつながるというふうに思っておりますし、また町長のほうもそういうふうに思っておられるのではないかというふうに思っておりますが。その2年前と、それから今現在の協議会との関係、毎月連絡協議会もしておられるようですが、2年間の違いというものをどういうふうに思っておられるのか、まず考えを聞かせていただければというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。振興協議会の活動内容について、2年前と現在の状況とどういうふうに違ってきたのかという御質問でございますけれども、特にここ一、二年くらいを見てみると、例えば東西町で西町の郷が昨年できましたけれども、ああいう高齢者の居場所づくりいうような取り組みも独自な活動として行われてきておりまして、やはり地域の高齢化の現状等を見据えまして、高齢者の見守りといいますか、住民のニーズに立つ

た取り組みがふえてきておるということが言えるかと思います。また、南さいはく振興協議会の取り組みとしまして、これはもう少し前になるのかもしれないんですけど、共助交通というような取り組みもされておりまして、家の近くにバスの停留所がない方の停留所までの送迎を地域の協議会のほうの方がボランティア的にやっていらっしゃるということで、地域の高齢者の足の確保というようなこと、これもまた地元のニーズに沿った活動ということでおると思うんですけども、そういうことで、徐々にそういう地元の要望といいますか、そういう認識でやっていただいているとは思うんですけども、そういう地元のニーズに立った施策っていうのがふえてきておるというような、そんな印象を持っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございました。本当におっしゃるとおりじゃないかなというふうに思っております。年々、南部町、集落それが若返っていけばいいんですけど、年を重なるごとに高齢化が進んでいってるのは確かに現状でありますし、先ほど町長からの答弁も限界集落がもう既に8集落、全体の中にある。また、準限界集落については9集落、全部で17集落、もうあと5年もすればこれが全てが限界集落にもなりかねないというような現状の中に、この7つの協議会がそれぞれ場所があるわけなんですけれど、やはりそういった中でこれから必要なこと、今まで各振興協議会についてはそれぞれの場所に合ったイベントをしたり、また地域特産をつくったり、また子供たちとの居場所づくりをしたりということで非常にたくさんのことをしてもらってるんですけど、これからはやはりこの地域コミュニティーというものが大きな役割を占めていくんではないかなというふうに思っております。この地域コミュニティーに対して各協議会、その場所によって、立地条件によって環境が違うと思うんですけど、このコミュニティーについての協議会のこれから進め方というものを町としてはどういう形で指導し、また、どういう施策を打っていこうというような考えがあれば、聞かせていただければというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。各振興協議会の地域コミュニティーが大きな役割を担っているということで、今後、町としてどういうふうな支援をしていくかという御質問かと思いますけれども、やはり議員の質問にもございましたように、協議会のほうは住民主権といいますか、より地域に根差した活動というものを今後ますますやっていただきたいというふうに町としても思っているわけですけれども。そういう地元住民のニーズをきちんと把握をしていただいて、それに沿った施策をやっていただくということに対して、町としてもいろ

んな面で支援をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどの前段の質問と今の質問について、2つに関連してちょっとお話しさせていただきます。

2年間の違いというのは、先ほど課長がお話ししたように、一層活動が充実してきて大変うれしく思っております。そういう中で、ある振興協議会では行事を非常にたくさんこなされていて、ちょっと今のスタッフではもうどうしようもないのではないかというぐらい困っておられるような状況もあります。それから一定程度やることを一応やったんだという一つの達成感というようなものもあるかと思っておりまして、やっぱり新しい次の一手というようなものが必要ではないかと、このように私は捉えております。今のまんまでずっといくのも、これはこれで結構なんですけれども、やっぱり成長に合わせた舞台が必要ではないかというように思うわけです。例えばコミュニティをどのようにつくっていくのかということなんですけれども、これは考えておってもなかなかコミュニティになりませんので、具体的には触れ合いや交流といったものを通じてコミュニティは醸成されるのではないかというように思います。例えば認知症で行方不明になられるというようなことがあるわけですけれども、消防団にあわせて振興協の皆さん方が真剣になって搜索活動をしていただくということ、無事見つかったときの喜びといったようなものは、これはコミュニティの醸成に非常に役に立つのではないかと。もちろん従来からとり行っておりますさまざまな行事についても、当然コミュニティをつくっていくには役立つわけです。そういう中で、私はやっぱり今、関心が非常に高いのが防災ですね。それから、高齢化、少子化といったことについて振興協議会も関心が高まっておるということです。それからもう1点は、農業の問題ですね。農林業というんでしょうか。このまんまでは荒廃地がたくさん出るというような問題で、非常にどうしたらいいのかということが振興協議会の中でも大きな話題になっているというように思っております。

防災などについては、広島でののような大きな災害が起きたというような、身近なところで大災害があったわけですから、これはみんなが関心を持つことでありまして、振興協のほうでも視察に行かれたりしておられますし、それから、今のレッドの指定というようなことの説明会などを通じて、随分関心が高まっているのではないかと思っておりますから、こういう機会を捉まえて、みんなでもう一度、防災なら防災について徹底的に話し合ってみるとか、そういうようなこと。それから農業については、ことし、随分米価といいましょうか、農政の大きな転換に伴って米価が下落しておるというようなことから、なかなか生産意欲が出ん。来年の作付どのように

するのかというような問題があるって、これを地域全体でやっぱり考えていかないけんという、私どもも投げかけをしたいと思いますし、振興協のほうでもきっちり受けとめて、そういう問題について対応をする。そういう中で、やっぱり困っている現状を話し合ったりなど、いろいろする中でコミュニティーを高めていくことができるというようなこと。それと、御案内のように、少子化、人口減少ということですね。このまま放っておけば集落が消滅していくというようなことも言われるわけですから、とにかく若い人に住んでいただくということを通じて、その集落が継続的に発展していくというようなことがみんな考えるわけですから、そういう問題を振興協議会がここまで積み上げてきたベースの上に立って新しいステージとして用意をして、さらにコミュニティーを高めていくと。コミュニティーの高まりの中でそういう問題を解決していくというようなことを町のほうからとしては仕掛けていかなければいけんのではないかと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございました。本当に町長言われるとおりだなというふうに思います。今まで7年間というのは、まずは協議会という存在を知ってもらうこと、それから、あとは地域住民のきずなを深めるというところからハード的なこと、例えばイベントとかそういうものをどんどんやりながら中心になって頑張ってきてもらったと。それがある程度、一定的に定着をしてきた。そういうことになると、今度はソフトの部分を対応していかなくちゃいけないというのが先ほど町長が話された部分ではないかなと思うんですが、質問の趣旨からいろいろと飛んでしまうんですけれど。3番目のほうに入ってくると、やはり、かといってじゃあ、今までやっていたイベントをこれをやるから、ソフトの部分のコミュニティーをどんどんやっていかなくちゃいけないから、もうイベントはできないわでは、多分また地域の方からのいろんな声も出てくるんじゃないかなというふうに思います。やはり両方を上手に均衡状態を保ちながらやっていく、ただ、今のどこの協議会とも多分今の面では人材的には、それを全て賄っていくのには少ないんじゃないかなというふうに、私も南さいはくのほうで時々顔を出させてもらってる中でそういうことを感じてるんですけど、そういうようなことも含めて、今までやってきたこと、そしてコミュニティーをこれから充実をさせていくという部分から見て、人材的なものに対する支援とか、そういうような考え方としてはないものなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今のところ事務局スタッフを増員して、そういう課題に対応していくこうという具体的な計画は持っておりません。ただ、これは一つ提案をいただい

ておりますけれども、いわゆる街角保健室というような名称で、1週間に何日か保健婦さんに常勤をしていただいて、そこにですね、もっと身近な場所で保健活動をやっていただく、相談に乗っていただくというような手法を、今、農政センター長のほうから提案いただいておりまして、また検討して、できることならそういう方向で来年度の予算でお願いもせんといけんのではないかと思っておりますが。そういう部分を、いわゆる加えながら、事務局体制は徐々に充実をさせていくべきではないかと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございました。やはりそれが2番目にある、要するに町行政としてできること、協議会としてできることの区分けみたいなものがあると思います。常に人を持っていってもらわなくとも、そういった特に専門的なことをコミュニティーの中でもやっていく場合には、やはり事務局員だけではどうしても対応ができない、どうしていいのかわからないという部分が出てくると思いますので、そういったところをサポートしていくのが町としての責任でもあり、各地域地域のコミュニティーを充実させていく本当に手段ではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

その中で、これからコミュニティーというものに対して何点か、今までのお話の中で上げさせていただきますので、担当課がどなたになるのか、上川課長でもし対応ができない部分がありましたら、各、自分の担当だという方は答弁をしていただければというふうに思いますけれど。高齢者のまず身近な居場所づくりの推進、先ほど高齢の方がどんどんふえていってるというのが現状なんですが、やはりその居場所づくりというものをまず考えていかないと、例えば南さいはくだつたらば両長田に分けなくちゃいけないかもしれません、そういった居場所づくりというものに対して町としてはどういうふうに考えておられるのか、その点を聞かせてやってください。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。高齢者の居場所づくりにつきましては、今、国のほうでも地方再生ということでいろんな計画づくりに向けた動きができるわけですけれども、こういう高齢者の居場所づくりですとか、子供と高齢者との交流の場とかっていうような課題といいますか、方向性も一つ打ち出されております。そういったことも背景として、今後、協議会のほうにもこうした高齢者の居場所づくりっていう問題意識を持っていただきたいということで会合を持ったりもしておるところでございます。

南さいはくの両長田といいますか、上長田会館につきましても、あそこの調理場といいますか、かなり手狭になっておりまして、昼間に地区の高齢者が集まってお昼を一緒につくって食べたり、

配食サービスをしたりというような話も聞いておりまして、改築をしたいというような話もございますけれども、そういう高齢者の居場所づくりに向けた具体的な動きにつきましては、町のほうとしても支援をしていきたいというふうに考えておるとこでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。今、企画課長が申しましたけども、具体的には今、西町の郷のようなものが実際に稼働しております。9月の後半だったんですけど、各振興協議会の皆さんにも集まつていただいて、例えば地域に住んでいる高齢者の方の食事がどうなっているのか、それから買い物がちゃんとできてるのかどうか、そういう現場の実態というものを探つた上で、今後の少子高齢化を嘆いてばかりおってもこれは前に進みませんので、そういう皆さん的生活をどう支えていくのかっていう具体的な例をやはり西町の郷のようなそういう高齢者、できればまた地域の、先ほどから議論になってます子供たちもそうでしょう、そういう人たちが複層的に見守れるような、そういう機能を持ったものが必要なんではないかということを町は考えてます。地域の皆さんに、もしそういうことが同意がいただけるようであれば、ぜひ町としてもそういうことには御支援をしていきたいというぐあいに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございました。やはり南部町というのは本当に細長くて、全体で見るというようなこともできなくなる、また、今回、あいのわ銀行の条例の一部改正のところでも出てきました要支援ですか、その人は利用ができなくなるという、そういう保護的なことをこれから対応してもらう。また、ひとり暮らしの方とか、そういう方々の見守りといえば、やはり協議会にお願いをしていくことがこれからもだんだん必要になっていくんではなかなというふうに思っておりますが、そういう面では健康福祉課のほうでは、そういう協議会との連絡とかそういうことは考えておられるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、畠穂明君。

○健康福祉課長（畠 穂明君） 健康福祉課長でございます。振興協議会とそれぞれ町のほうとお互いに手を取り合って進めていくということは非常に重要でございます。ですから、当然、協議会のほうにも御相談を投げかけて、実際に今お願いしておりますのは、介護予防ということでいろいろな教室をあちこちで開いていただいているとありますけど、今の法勝寺、それから大國で開いていただいている教室、それを今度またほかの協議会のほうにも広げていただくということでお願いに行っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございました。

それと、もう一つは高齢者の方ばかりじゃなくて子供たちの見守りというのも、逆に言えば必要になってくるんじゃないかなと思って。先ほど休憩前に教育長のほうにコミュニティーのことでもちょっと、見守りのことで話を振るかもしれませんって言ったら、俺にそれ話させたら3時間もしゃべれるとかって言っておられたんで、教育長、やっぱり子供たちと高齢者のつながりっていうか、そういった地域でおじいちゃん、おばあちゃんのいろんな話を聞いたり、何かを教えてもらったり、叱ってもらったり、教育を受けるっていうことは非常にいいことなんではないかなと思うんですけど、居場所づくりの中にそういったことも含めたものも考えていくことも必要なんではないかなと思いますけど、その点についてどのように教育長は考えておられますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。少し大くくりな話になるのかもしれません、コミュニティースクールを導入をしてちょうど10年ぐらいになるわけであります。地域とのかかわりという面からしましたときに、随分変わったといいましょうか、目に見える形で変化が見えるなというのを議員の皆さん方もお気づきの方たくさんおられると思います。大変たくさん、さまざまな地域の行事や取り組みの中に子供たちを位置づけていただいて、さまざまな経験をさせていただくようになりました。校区、あるいは小学校、中学校によって多少の濃淡はあるとはいながら、大きな変化でないのかなというぐあいに思っております。議員さんの御指摘の点についても、そういうような流れの中でしっかりと準備ができれば、そういう経験もぜひ必要だろうというぐあいに思っておりますし、もう1点、別の角度から申し上げますと、ことしから月1回の土曜開校ということでスタートをいたしました。その中で具体的な学びとして、まち科という学習といいましょうか、こういうものを、時間数が延びるわけでありますから、しっかりとやってくださいということを今、学校現場と調整をいたしております。それは、いわゆる町の歴史だとか、文化だとかそういうものばかりでなくして、これはこれまでもやってきた。しかしながら、町の今ですよね、例えば高齢者福祉の最前線だとか、先ほどの議員さんの御質問の話からすると、例えば町の中に限界集落と言われる集落がある程度あると、そういうのは子供たち多分知らないだろうと思ってそういう町の今の現状、課題、そういうものも、高齢者の問題等々も含めながら、まち科の学びの中でしっかりと学ばせていただく。あるいはそういう現場に出させていただく、そういうような多様な学習を学校教育の中でも地域の皆さんの御協力をいただきながら、仕組みをきっちりとつくっていきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 済みません、急に振ってしまって申しわけありませんでした。やっぱりそういう面からすると、地域の方々と学校とが協働して進める新しい学びっていうか、今まで会見の小学校のほうではG T Aとかいろんな形でやっておられます。こちらといいますか、西伯小学校のほうもそういった形でもいろいろと進んでるんですけど、やっぱり地域に帰ったときのおじいちゃん、おばあちゃんというのは、さっき言ったように、今度は逆に言うと、道徳的な部分もあわせて教育といいますか、いろいろと教えてもらえるんじゃないかなというふうに思ってます。やはりこれから道徳っていうのは、私自身は大切なものだというふうに思ってまして、そういう部分を地域の高齢者の方々にどんどん子供たちに教育なり、また教えていただければななんていうふうに思っておりまして、またそういったような形で進んでいくことになりましたらば、いろいろな形で協力を学校側としても、また教育長、教育委員会としてもぜひとも御協力をいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

そういったことで、振興協議会はいろんな状況の中、7年が過ぎて8年目に入ってきたわけなんですけれど、各地域地域がまず特徴を持った場所づくりを今までしてこられたと思います。それにもう一つ輪をかけていけば、本当に地域の、何といいますか、本当の地域ができ上がるんではないかなというふうに思って、そういう場所ができていけば、今、町が進めている若者定住といいますか、Iターンも含めて、そういう特徴のある場所づくりを、地域づくりに頑張ってもらってる地域振興協議会、といったものに町としてもこれからもどんどん支援また協力をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、次があります、済みません。里山のことについてなんですけれど、里山整備については、里山といいますと、先ほど定義がありましたけれど、中山間地域の周りのほうも里山であると、その集落といいますか、山の低地のところで生活しておられる方がおられたら、その周辺の山といいうものは里山だというふうに私は思ってるんですけど。やはりこういった状況に流れがなってきてる背景といいうものは、高度成長期になってどんどん若者が都会に出ていった。そして百姓が、昔は牛とかなどを使いながら耕作をしてたんですけど、それができなくなって機械化になってきて、高齢の方の仕事が農業になってしまったというのが現状だというふうに思ってるんですけど、この現状がいつまでも続いているのが今の日本ではないかなと思います。今、地方創生ということが出てるんですけど、やはり地方創生にはこの農業の新しい進め方っていうのが必要だと思っております。ただ、これについてはあす、米澤議員が質問に入っておられますんで、これについては深くは聞きません。やはり山の整備というものについて、もう少し追及といいま

すか、考え方聞いてみたいと思います。

まず、私の近くの南さいはくの現状なんですが、今、南さいはくが指定管理を受けています森林公園についてです。今、ことし、そこには炭小屋を使って6月に小学4年生、保護者を入れて140人。この間11月の23日でしたかね、炭焼き教室を一般の方、これは20人ぐらいでしたけど、来て、炭焼き教室を開かれました。まず、山から木を、炭材を出してくるというのが協議会としても大変な作業です。ただ、森林公園の木を切ったわけではないですが、あの周囲にも木があって、あいだの木を切って使わせてもらえばいいかなというふうにも思っておりまして、昔、町長、100年の森構想ということで森林公園の町有林を整備をして、いつまでもきれいな山をつくっていこうというような計画をされたことがあるんじゃないかなというふうに思いますけれど、その辺について、町長、今現在、どのように思っておられますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。旧西伯町の時代だったというように思いますけれども、森林を100年という長い時間資源をかけて育てていくことによって得られる余裕といいましょうか、豊かさといいましょうか、そういうものを新しい時代は求めているのではないかというようなことで、そういう構想を申し上げたことがございます。現在、森林公園の奥のほうは自然林となっておりまして、人工ではない部分もございます。そういう自然林と人工林が相まって、豊かな森というものをイメージしております。100年の森についてはそういう基本的な考え方なんですけれども、それは今もやっぱりそういう考え方で、20年、30年で成長した木を伐採して市場に出しても、逆に赤字が走るというような状況ですから、じっくり時間をかけて時間資源を蓄えて、100年、200年といった森で南部町は豊かな恵みを享受しておるというようなイメージを大切にしてさまざまな施策を進めていきたいというように思っております。

ただ、自然林も、先ほど答弁で申し上げましたように、あんまり長く放っときますと、もう倒した後に森林が再生しません。大体、私が勉強したところでは60年というのを言っております。60年を超えるようになりますと、伐採した後に萌芽再生せんという研究がありまして、やっぱり適切な管理ということで伐採して利用していくんといけんということもございます。それから、人工林についてはやっぱり、さっきも申し上げたように、短い期間で処分してもなかなか経済的には成り立っていきませんので、それをちょっと乗り越えて、100年とか150年、200年というような杉だとかヒノキだとか、そういう美林を整備していく。これは用材としても確かに立派になると思いますけれども、いわゆる自然環境だとか、あるいは水源涵養だとか、国土の保全だとか、そういういわゆる公益的で多面的な機能の分野に着目した施策なんですけれども、そ

ういうことを考えて施策を進めていく部分があってもいいのではないかと、このようにすみ分けをしながら考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございました。私も森林公園は時々いろんな行事をするたびに行って、山の姿、私がその近くで勤めてるときから比べると、さっき最初に質問した中にも言いましたように、本当に山が暗くなってるというのが現状でして、やはりそういったところを明るくしていくクヌギとかナラとか、そういう木が本当に大分大きくなっています、やっぱり間伐ではないんですが、それなりに倒木をしていかないと本当に山が廃れていくというような気がしております、そういう利用を考えていく、町としてもお願いができないかなというふうに思っております。

それとあわせてですけれど、今、南部町の森林の中の中山間地域の占める森林の割合というのは大体どのくらいなものなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。先ほど答弁の中で、全体の面積は答弁書の中で町長が申し述べた8,535ヘクタールということなんですけども、済みません、その中で山間地域が占める割合というのはちょっとわかりませんので、また委員会のときに報告させていただければと思いますのでよろしくお願ひします。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 後日、報告をよろしくお願ひいたします。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございました。そういう中山間地域の中で、特に今、2番目の質問をさせてもらっていました部分なんですけれど、特に、3番目のところなんですけれど、特に上長田、東長田、昨年、おとしと大きな水害、ゲリラ豪雨によって水害が発生しております。その奥のほうに共有林があります、私、ボランティアって書いてるんですけどこれは地域の共有林のこととして、それを地域の方が行って間伐とかをしたいと。毎年ずっと続けてきておられたようなんですけれど、その豪雨で林道が伐倒とかがあって、そこの現地までなかなか行くことができないということで、そこまで行ければ集落のほうであとは森林整備をするんだけど、そういうことで町のほうの支援が受けられないかというような、実は相談を受けました。それについては町長のほうは答弁で検討してみるとことだったんですけど、多分その赤谷ばかりではなくて、そういう場所場所にも行きたいけれど行けないんだというような地域もあるんじゃないかなというふうに思ってるんですけど、その辺の把握とかそういうところ

は産業課としては何か持っておられますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頬田泰史君。

○産業課長（頬田 泰史君） 産業課長でございます。そういう例の、具体的にどこがどうだという把握はしておりません。答弁書の中で町長が申し述べましたように、実は建設課と産業課ということで、災害もなんですけども、ちょっとすみ分けをしております。大きな部分、特に林道では立派な鎌倉線のような林道から、ほんの山道みたいなものも含めて地元の皆さんには林道だという認識でいらっしゃると思います。こちらのほうで作業路なんだろうなというふうに思ってるものも含めて、議員が言われたように、この前の災害で崩けてしまって山に入れないというのは、きっとそういう小規模な作業路の崩壊じゃないかなと思うんですよ。そういうものにつきましては今のところは制度とかいうのが整っておりませんので、町長がお答えいたしましたように、今後、農地のそういうものはつくっておりますので、それに見合ったような、林地に入る、そういう作業路の保全がまたお手伝いできる、支援ができるような制度というのを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございました。ぜひともこの里山の再生というものについては、そういった、そこにたどり着くまでの道がないことには地域として行きたくても行けなくなってる、それによってそのまま荒れ放題になってしまうというようなところもたくさんあると思いますんで、そういったところをぜひとも町としても応援をしていただいて、里山再生といいますか、山の環境保全にぜひとも入れるような形で御協力をいただければというふうに思います。

なぜそういったことを言うかといいますと、頼まれたから言ったんではなくて、そういったところを直すことによって、去年、おととしあったゲリラ豪雨による水害、そういったものも多分防げる部分もたくさん出てくるんじゃないかなというふうに思っております。そういった災害に遭って初めてやっぱり気づく部分があって、じゃあ、山に入ろうか、山を直そうかというような気持ちにもなっておられるんじゃないかなと思いますので、そのためにぜひとも御協力をいただければ、理解をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

時間もなくなってまいりましたんで、これで最後にさせていただきますけれど、最後のこの里山再生について、私の思い的なものをちょっと言って、終わらせていただければと思います。

最後に、管理が不十分な里山に手を入れる、その環境を良好に維持することは、近年のゲリラ豪雨による災害防止、身近な自然と触れ合う促進、農業などの生産基盤としての向上、地域農業

の活性化と多面的機能の維持で、地域の人々の日常生活だけでなく、都市に住む人々にもかかわるさまざまな機能向上に効果を発揮すると思っております。ぜひ前向きにこの施策を推し進めていただくことをお願いいたします。

そして、この後に、あすの一番に米澤議員、先ほど言いましたこの続きで農業部門について質問をされるというふうになっておりますので、農業については米澤議員のほうにバトンタッチをいたしまして、私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で4番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入ります。再開は2時半からにいたします。よろしくお願ひいたします。

午後2時08分休憩

午後2時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、10番、石上良夫君の質問を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 10番、石上です。

12月4日から12月10日まで、第66回の人権週間が始まっています。1948年12月10日、国連において採択された、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国が達成すべき基準として世界人権宣言を採択し、1950年12月4日の第5回総会において12月10日を人権デーと定め、我が国においては12月10日を最終日とする1週間を人権週間と定め、関係各機関、諸団体等が全国各地で講演会やシンポジウム等を開催し、集中的に人権尊重の啓発を行っています。人権週間のさなかであり、関連する2点について意を新たにして質問いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、子育て支援について。人口減少社会が急速に進む中、社会の存立基盤にかかわる問題として、少子化の克服や生産性の向上など、人口減少に対応した改革が求められています。町は子育て支援施策に重点を置き、各課で事業実施を行っておりますが、女性の就労、社会進出が増加する中、子供と家族のために切れ目のない支援を社会、行政、地域がさらに進める必要があると考えます。有効性のある事業促進のための考えを伺います。

1つに、南部町子育て支援プランの実施状況。また、町民に望みたいことは。2つ、ネウボラ

の充実のため必要な点は。3つ、関係各課で共同で取り組んでいる事業内容と効果は。4つ目に、27年度に向けての全体的な構想を伺います。

次に、人権尊重のまちづくり。1948年12月10日、国連で採択された世界人権宣言、これは先ほど申し上げました。これを記念し、人権同和問題研究集会が各町村で開かれております。私も伯耆町、江府町、そして学校では米子松蔭高校に勉強しに行ってまいりました。東京の大久保、大阪の鶴橋地区でのヘイトスピーチによる人種差別問題が強く研究集会で提起されております。ヘイトスピーチ発言者の低年齢化、また都市部から地方への波及も指摘されております。人権、人種差別防止のための国の法がないとき、地方自治体はどうあるべきか問うものでござります。

1つに、国連から指摘されている人種差別撤廃について、地方から法の制定の必要性を国に求めるべきと考えますが、町長の基本姿勢を伺います。

次に、本町においては合併時に制定された条例のもと、町一体となり人権が尊重されるまちづくりに取り組んでおります。一方で、県の意識調査、町の実態調査におきまして、さらなる取り組みも指摘されています。

新町施行10年を経過した今、以下について問います。

1つに、本人通知制度、11月現在の登録者数は。次に、登録者の再登録について、至急、減少防止のため制度を再考する必要があると考えるが、いかに考えるか。最後に、条例で町、町民の責務、施策の総合的、計画的な推進が求められているが、町長、教育長の所見を伺います。

以上でございます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 石上議員さんの御質問にお答えしてまいります。

子育て支援についてでございます。まず、南部町子育て支援プランの実施状況についてお答えします。本町においては次世代育成支援対策推進法に基づきまして、21世紀を担う子供たちを安心して健やかに産み育てる環境づくりの取り組みの基本方針として、平成17年7月に南部子育て支援プランを策定し、今年度を最終年度として取り組みを進めてきたところであります。この計画は、心豊かでふるさとを愛す南部っ子を育むために家庭、地域、行政が一体となって支援していくという観点から策定したもので、子供だけでなく大人や地域全体も一緒に成長できるような町づくりを目指して子育て支援を推進してきたところであります。具体的な成果としては、乳幼児期からの子育て支援サービスの充実を初め、保育園、小・中学校等の環境整備、また、規則正しい生活習慣づくりのための町内一斉ノーテレビデー、幼児期からの食育を推進するための

弁当の日、第3日曜日は家族の日、おせの背中を魅せよう町民運動などは、町内関係機関が連携して取り組みを進めてきた成果であると考えています。今年度が計画の最終年度ですが、基本的な内容は今後、子ども・子育て支援法に基づき策定する新たな計画に引き継ぐ予定とし、内容については昨年度行ったニーズ調査を踏まえ、現在、子ども・子育て会議において検討しているところです。

子育て中の保護者の現状としては、核家族と共に働き世帯の割合が依然高い傾向のままであり、今後の課題としては育児と仕事の両立を支援する取り組みや、子育ての孤立化など子育て中の保護者に係る負担感を軽減する取り組みをさらに充実させていく必要があると考えています。今年度から始めた少子化対策事業の中にも保育施設など通園世帯への燃料費補助事業や、庁内での一時保育、西伯病院での病児・病後児保育の開始、病児・病後児保育の利用者負担金の無料化、三世代同居への支援事業などの新たな支援策はありますが、子育て中の保護者の子育てへの満足度が十分に満たされるものであるとは考えておりません。

そこで、御質問いただいた町民の皆様に望みたいこととして、3つのことを申し上げたいと思います。

1つは、仕事と育児の両立を応援するために、親が必要としている手助け、これを育児する側の立場になって支えていただくことです。2つ目は、親だけで孤立した子育てをさせないことです。困ったときに相談できる相手の存在は、大きな力になります。家族や地域の中で、子供と親に対する温かい言葉かけをお願いしたいと思います。3つ目に、地域の行事などに子供や子育て中の家族を巻き込み、どんどん声をかけていただくことです。地域で声をかけてもらったこと、困ったときに助けてもらったこと、教えてもらったことなどの記憶は子供と親の心の片隅に必ず残ります。南部町で育ち、当たり前だったことが、ほかの地域に出てふるさとを振り返るとき、いかにありがたいことであったかということに気づいてほしいと願っております。地域の一員、家族の一員として、地域で子育てを応援しているという機運の盛り上げのため、おせの背中を魅せよう町民運動への協力など子育てを支える風土づくりに今後とも皆様のお力をおりたいと思います。

次に、2番目の質問にありますネウボラの充実のために必要な点についてお答えします。このネウボラといいますのは、北欧フィンランドで妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援システムとして導入されておりまして、1カ所で情報提供や相談援助を行う妊娠から子育て支援の地域拠点施設であります。日本では子育て包括支援センターというような名称で、本システムの導入に向けて研究が進んでいるといった現状でございます。来年度から厚生労働省が妊娠出産包

括支援事業を実施予定ということで予算要求されると伺っております。本事業の必須項目である母子保健相談支援事業として、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援についてワンストップ拠点を立ち上げ、切れ目のない支援を実施することとしております。

南部町においてもこの事業を利用し、子育て包括支援センター、いわゆるネウボラを健康管理センターすこやかに開設することを検討しております。現在でも母子手帳の交付や、産後1カ月に地区担当保健師が御自宅へ伺う赤ちゃん訪問を行っておりますが、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、きめ細やかな支援をすることで、安心して妊娠、出産、子育てをしていただく環境を整えることができると考えております。

続きまして、3番目の質問の関係各課で共同して取り組んでいる事業内容と効果でございます。共同して取り組んでおります事業として、子育て応援事業がございます。この事業は健康福祉課、町民生活課、教育委員会事務局の3つの課が企画段階から協力して行っております。

新たな事業として、子育て親育ち教室や「みんな集まれ！あそぼう広場」を開催しました。対象事業に参加されると、ポイントカードに1ポイントを押印します。5ポイントからポイント数に応じて絵本や木のおもちゃ、紙おむつや図書カードに交換することができます。11月末現在でのポイントカード交付者数は328名で、720ポイントを付与しております。ポイント付与の具体的事業としまして子育てサークルや子育て総合支援センターのびのびで行う行事、図書館のお話会など以前から開催している事業に加え、新たに取り組んだ事業もございまして、合計で約90の事業を対象としております。親子で行事や教室に参加したり、子育てに関する講演会に出席することでポイントがたまり、お子さんのプレゼントに交換できるということで大変喜んでいただいております。10月には鳥取県社会教育振興大会、11月には西部地区の子育て支援関係者研修会で本事業について取り組み状況を報告させていただき、県内でも注目を集めているといった状況でございます。

最後に、4番目の質問にございます来年度に向けての全体的な構想ということですが、子ども子育て新制度が本格的にスタートすることになっておりますので、本町におきましても子ども・子育て会議を開催し、新制度に沿った事業の実施を検討しております。新制度の仕組みは、児童手当と教育保育施設への給付を行う子ども・子育て支援給付と、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブなどといった13のメニューから構成される地域子ども・子育て支援事業の2種類に分かれております。

来年度新たに取り組む事業といたしましては、2つのことを考えております。1つは、放課後児童クラブの対象は学年の枠を外して、小学生とすることを考えています。2つ目に、保護者が

子育て支援事業を円滑に利用できるよう相談や情報提供などを行う利用者支援事業を行うことを考えています。この事業では、子育てに関する制度や相談機関、各種開催している行事の紹介、保育園の選び方など子育て世帯の多様なニーズに応え、オーダーメードの支援を行うことを考えております。さきに申し上げた南部町版子育て包括支援センターネウボラを地域の子育て支援の拠点施設として開設し、妊娠から出産、子育て期に至るまで、孤立して子育てを行うことがないように継続的な支援を行ってまいります。

次に、人権尊重のまちづくりであります。

最初に、国連から指摘されている人種差別撤廃について、地方から法制定の必要性を国に求めるべきではないかとの御指摘であります。本年7月、国連の自由権規約委員会は日本政府に対して懸念事項や勧告を含む総括所見を採択しました。この中でヘイトスピーチについて、切迫した暴力への扇動を含むヘイトスピーチの蔓延に関する報告について懸念を表明すると述べています。その上でこれらの行為に対する刑法と民法上の保護の不十分さに懸念を表明するとされていることについては承知いたしております。

ここでヘイトスピーチについて、私なりに少し補足しておきたいと思います。一般的には、社会的偏見や差別の対象とされる集団もしくは個人に対して、その属性を理由とする憎悪、差別言動であり、差別や敵意または暴力を扇動する行為と理解いたしております。サッカー場でのジャパニーズオンリーの横断幕の掲示や、お遍路での外国人排除の張り紙などは記憶に新しいところであります。また、京都では朝鮮学校へ集団で押しかけ、憎悪差別の扇動が繰り返されるなど、社会問題化している現状があると認識しております。

このようなヘイトスピーチの蔓延は、国連からの指摘にもあるように人種主義的暴力や憎悪を扇動するものであり、許しがたい行為であると思います。さらには、先ほどの朝鮮学校への差別街宣など、卑劣にも意図的にインターネットで公開されており、青少年への悪影響も懸念される状況にあると承知しております。

本町としましては、県内の各自治体や関係団体で組織しております部落解放人権政策確立要求鳥取県実行委員会を通じまして、これまでにも人権侵害救済法を求める署名活動や法務省に対する要請行動に積極的に参加してきたところでありますので、引き続き当該実行委員会の取り組みの中で、差別禁止法や人権侵害救済法の制定を求めてまいりたいと考えております。

次に、本人通知制度11月末時点の登録者数についてお答えします。この制度は住民票の写しや、戸籍謄本などを第三者に交付した場合に、事前に通知希望の登録をされた御本人に対して交付した事実をお知らせするもので、具体的に誰が請求されたかは請求者の個人情報保護のためお

知らせできることになります。対象となります証明書は、戸籍または住民票に本籍筆頭者が記載されているものです。消滅されたものも含みます。住民票では同一世帯の方以外からの交付請求があった場合、戸籍では、戸籍に記載のある方、またはその親族以外の方に交付した場合が対象になります。

本町では平成24年9月1日から本人通知制度の運用を開始しております。登録者数は平成24年度61名、平成25年に43名ふえて104名となり、本年度新たに5名の登録があり、11月末の登録者数は109名となっております。この本人通知制度を実施した際に広報などによりお知らせし、運用開始当初は登録者数もふえてきておりましたが、まだ町内での認知度が低いため新規登録者数がふえていないものと考えられます。

次に、登録者の再登録についてであります。この制度の効果としましては、虚偽の申し出による不正請求の抑止や、不正取得による個人の権利の侵害を防止することができるものと考えます。本町では事前登録の登録期間を登録日の翌日から2年後の12月31日までとし、更新は当期期間満了日の2カ月前から再度登録をしていただくことにしております。これは登録期間を定めることによって、その都度登録された御本人の意思を再確認するためであります。ことしは制度が始まって初めての更新となりますので、12月発行の情報なんぶで広報を行うようにしております。今後は町民の方にこの制度の趣旨を御理解いただき、登録していただけるよう広報を行いながら推進してまいります。

また、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会が、この制度の法整備の要望を国に対して行っておりますので、今後の国の動向を見ていきたいと考えております。

次に、条例で町、町民の責務、施策の総合的計画では速やかな推進が求められているが、町長の所見ということでございます。

本町では人権が大黒柱のまちづくりをスローガンに、平成16年の合併時に南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくす条例を制定しました。これを受け、平成18年度に南部町におけるあらゆる差別をなくす総合計画を策定するとともに、平成21年度には、平成27年度までの7カ年にわたる基本計画を定めました。この基本計画は総合計画の体系に沿った8項目の主要施策について取り組むべき具体的事業を明らかにしたものであります。本町では、この計画に基づき南部町人権会議とも連携しながら、鳥取県人権教育基本方針に盛り込まれている13の人権課題について学習する。気づく・知る・感じる人権の集い。歌や音楽、芝居などを通して人権について考える人権啓発の集い。1年間の人権教育、人権啓発の取り組みを総括する南部町人権同和教育研究集会などを開催してまいりました。平成23年度には県下で唯一、同和問題の今

目的課題を明らかにするため、同和地区生活実態調査を実施しました。調査の結果、同和地区における生活保護率の増加や、それに伴う高校卒業後の進学率の低下、ひとり親家庭の増大など、暮らしに深くかかわる諸課題が明らかになりました。特に高校卒業後の進学率問題については、進学奨励金を復活するとともに、隣保館などを中心にキャリア教育の充実や相談体制の整備など、課題解決に向けた対応をしているところあります。

次に、地域における人権学習ですが、議員もよく御承知のように、地域振興協議会ごとに年間2回以上の人権問題交流懇談会を協議会と連携、協働しながら開催しております。昨年度は延べ約500名の皆様に御参加いただきました。また、教育委員会が委嘱します人権学習推進員の皆様には、本町のあるいは地域での人権啓発、人権学習の中核となっていただけけるよう、町内外のさまざまな研修会はもとより、御都合のつく範囲で県外研修にもお出かけいただいております。集落や小グループでの自主的な人権問題映画会や懇談会が少しずつではありますが毎年広がりが見えるようになってきたのは、当該委員さんの御努力の賜と認識しております。

保育園や小学校、中学校におきましては、それまで学校ごとに定めていた人権教育の基本目標を中学校区ごとに一貫する基本目標とすべく、宮前隣保館や西伯文化会館と連携しながら人権教育担当者会において策定を急いでいるところであります。中学校卒業時にどのような人権感覚を身につけた生徒像を目指しているのか、保小中が共有するとともに、これまでのそれぞれの取り組みを見直し、つなぎ直し、保育園から中学校まで、一貫した人権教育の実践、充実を促進してまいりたいと考えています。

このように少しずつではありますが、南部町としての人権教育や同和問題学習のフレームは固まりつつあると認識しておりますが、課題も少なくはありません。気づく・知る・感じる人権の集いの参加者数はここ数年80名前後で推移していますが、参加者の偏りは否めません。平成23年度に行われた県民意識調査にもあらわれているように、講演会などへの参加状況が10回以上の方は全県が3.3%であるのに対し、本町では6.3%と約倍となっておりますが、一方、全く参加しない方は全県では47.8%にとどまるのに対し、本町では59.4%となっており、積極的に参加する人、全く参加しない人の二極化傾向が顕著であります。いわゆる無関心層に今後どのように働きかけていくか、当面の最重要課題と承知しております。

また、このたびの県民意識調査では、依然同和地区に対する忌避意識が払拭されていないという結果も出ており、学習プログラムや啓発活動の一層の創意工夫、改善が求められていると認識しております。

このような状況を踏まえまして、来年度は現基本計画7年間の成果と課題を明らかにするとと

もに、平成28年度からの総合計画、最終期5年間の基本計画を策定したいと考えております。条例制定の趣旨や、総合計画が目指す町の早期実現に向けた基本計画としたいと思っておりますので、これまで以上の御指導、御助言をお願いし、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 答弁ありがとうございました。南部町の子育て支援プラン、この行動計画におきまして、さまざまな事業が実施されている。本当に数多い事業だと思います。私たちの時代、私は1963年生まれです。私たちの時代は、何といいますか、兄弟も多いかったです。どこの家庭も子供が多かった。（「若い」と呼ぶ者あり）そんなことないです。

○町長（坂本 昭文君） 1963年だ言いなったです。

○議員（10番 石上 良夫君） 46年です。（笑声）失礼しました。年は若い方がいいもんで。

ということで、近所にも本気で怒ってくれるおじさんやおばさんもいました。そして、当時は学校の先生も頭をこつんと、時には激しく怒って。何か地域には子供のリーダー、悪魔ですね。ボスがおりまして、それと一緒に行動して一日が済んでいたということで、本当に結構、年が過ぎれば大きく変わってくるということをつくづく思います。

また、私どもの働く世代、時代。非常に経済成長が盛んで、給料が上がっていく、そういう時代に過ごしてきました。ちょっと調べてみましたが、1980年代、これは昭和の60年ぐらいですね、これから1990年代の初め、平成ぐらいまで、これはいわゆるバブル期と言われていました。ところが1991年、平成3年ぐらいから急激な経済活動の低下。また社会構造、大きく変わりました。不況になりました。今言われておりますけど、いわゆる失われた20年。こういう時代で今の子育てをする世帯は非常に厳しい現実に当たっているということで、過去には子育ては私事、子育ては家の責任。私はもう、そういう考え方で子育てをしてきました。ところが、今の時代は若い人の子供を持つ家庭におきましては、やはり社会の仕組み、大きく変わってきました。今盛んに言われております非正規社員、現職の働く人の35%を超えたということも言われておりますし、大変な時代になってきた。もはや自分の努力だけでは解決できない、子育てできない、そういう時代になったことも事実であり、本当に残念なことではありますが、行政の手助けが必要となってきた。そういう今の昨今の情勢でございます。

先ほどさまざまな子育て支援プランによりましての行動、各課で行っている事業もお聞きしました。私は今の働く人の収入を自治体が救えるものではないと思いますが、大きな視野で見て、今の町の施策、これについて、まだつけ加えることが必要でないかと思うところもあります。さ

さまざまな施策ですが、やっぱりいろいろな、何といいますか、生涯学習等でいろいろ勉強してみますと、これは10年前の、発行が平成16年3月「風のたより」、この便りでございます。この中で、今の子供は居場所がない。また居場所があっても何をやるのか、どうやって過ごすのか、これがなかなかできていない。養育は今まで家庭、また、このごろでは教育委員会や行政も側面から手助けをしてきました。ところが今、この10年前の便りによると、この時期でも養育は社会が引き受ける時代が来たと。もっと大きな目線で養育に携わるべきだということも言われております。この件について、町長でも教育長でも、もっと大きな支援はないのか。先ほど地域もかかわっていくべきだと、まさにのことだと思いますが、さらに深く掘り下げて考えるべきじゃないかと思いますけど、御意見があれば伺いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。今、議員さんの御発言をお伺いをしながら、本当にそうだなあと時代の流れを改めて同じ思いで聞かせていただいたところでございます。杉谷議員さんの御質問でもお答えをしましたように、大変それぞれの御家庭の努力だけでは対応がしきれない、こういう状況がまさに10年前のそのチラシですか、というようなことでお話しになりましたけれども、まさに本町でも10年前にそういう方向で家庭教育に取り組むべきだということで考えて進めてきたところでございます。

しかしながら、十分な取り組みができていたかと言われれば、決して十分ではなかったんだろうというぐあいに反省もいたしております。昨今の家庭教育、あるいは子育て支援をめぐる状況を整理しながら、町全体で社会総がかりで子供たちを育てていく新しい仕組みづくりに行政としては取り組んでいかなければならないというぐあいに認識をいたしてございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。10年前にもこのような、社会で子供を育てていくようになってしまったというところでございます。この10年間で一層変わったことと申しますのは、人口減少というのが顕著になってきて、女性にとにかく働いていただかんといけんという女性の社会進出、労働力不足というようなことが言われます。そういうことから、一層社会全体で子供を面倒を見ると、この女性の社会進出というようなことは果たせないだろうと、こういうことに大きく変わってきたのではないかと思っております。それは児童手当だとかさまざまな社会保障制度の改善などについて、明らかだろうと思っております。

要は、介護の問題にしても子育ての問題にしても、社会全体で支えていくこうということに、今大きく変わりつつあります。従来は個人とかあるいはその世帯の問題でしまっておったわけです

けれども、現在はそういう時代ではない、当たり前になってまいりました。そういう時代の変化をやっぱり受けながら、南部町でもさまざまな子育て支援施策や、あるいは高齢者施策など講じてまいっているところであります。

決して十分であるなんては全く思っておりませんけれども、町民の皆さんとのキャッチボールといいましょうか、御意見などを聞いて進めてきているし、これからもそういう方向で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 町長が発言されたとおり、私もそう思います。女性の社会進出、そして、やはり男性のほうが家を支える、そう言ったらおかしいんですけど、男女同じです。やっぱり給料も安くなってきた、共働きしないといけない。鳥取県は以前から共働きの率が高いわけでございますが、やっぱり男女共同参画等による、女性の社会から求められる、また就労の面でも社会に出て、子供の居場所がなくなる。やっぱりそういう現実のもとで、確かに町も手厚く子ども・子育て支援を私も行っていると、これは私も確認をしておりまして、要はさまざまな施策を行っている。なかなかそれが社会の変化に先行しない、これが現実だろうと思っております。

大変難しい問題で今、子ども・子育て会議の保護者の方のいろいろな要望等、ニーズ等も伺いながら施策を進めていくという話も前段に伺いました。やはり町でできること、県にお願いすること、さらには国にお願いすることも出てくるだろうと思います。どうかその辺も保護者の方にしっかりと理解をいただいて、ともに子ども・子育て、前に進めていっていただきますよう、この問題はどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ネウボラ、これは子供と家族のために切れ目のない支援、以前はこういう言葉、私も本当にわかりませんでした。ところが、インターネットでも出てくると、こういうことがね。だけん、社会通称化しているということで、勉強しないといけないと感じました。やはり結婚して妊娠されて、また出産される。父親、母親になっていく。その時点で今の核家族、地域の人がいない。また、家の中にもおじいさん、おばあさんがいない。おじさん、おばさんも少ないということで、やっぱりいろんなアドバイスをこれからはしていくかなければならない時代が到来したと。年配の人にはちょっと違和感、また反対の意見もあると思いますが、この辺のこととも、やっぱり保護者の方としっかり過去のお話をされるのもいいでしょう。また、子育ての難しさ、苦しさなりもいろんな面から話を聞いて進めていただきたい。

特に産の後はいろんな悩み事や、体調面からも厳しいことがあると思いますが、今度、健康

福祉課のほうでネウボラについて担当するということを聞きました。新しい事業を行うに当たって、課長の今の率直な御意見、伺ってみたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、畠穂明君。

○健康福祉課長（畠 穂明君） ネウボラにつきましての私の御意見ということでございますが、既にフィンランドのほうで何十年も前から始まってたこと、それが次第に世界的に広がりを持ってきた。そして、日本でも社会の状況の変化によっていわゆる妊娠から出産、そして子育て、就学前までの子供たちをいかに社会で育てていくのかというような状況が変わってまいりました。

そこで、先ほど町長が答弁いたしましたように、南部町版のネウボラを現在検討しているところでございます。いわゆるこのアドバイザーに当たる方というのは専門的な知識が必要とされておりますので、そのあたりの人探しから始めて、その子育て中の家族、いわゆるその世帯を丸ごとフォローしていく体制というものをつくっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） まだ内容もなかなか、しっかりと勉強しながら行っていくというぐあいに私も理解しましたので、どうぞ保護者の方の手助けとなるように、また、いろんな事業をするに当たって理解していただけるように説明も十分にしていただいて行っていただきたいと思います。

次の関係各課で共同で取り組んでいる事業、いろいろ町民生活課また健康福祉課、教育委員会、3課の連携で行っているということも聞きました。ゼロ歳児から中学生まで、3課で連携して取り組んでいる。いろいろな事業があります。最終的には「子どもたちの声が響き渡る町～未来へつながる～子育てサポートプロジェクト」でございます。これに3課の連携ということで書いてあります。

この中で町民生活課にかかわる学童保育について、1点お聞きしたいと思います。学童保育は天萬地区、改善センターですね。それと西伯のプラザで行っている、東西町の小規模な保育、そして大きな意味でいえば宮前の児童館、これがあります。しかし、保護者のいろいろなお話を聞いてみると、どちらの施設も狭い。特に西伯地区の学童保育は40人ぐらい入ったら、はっきりとした基準でありませんが、おおむねという言葉で1.65平米、1人当たりということがうたわれていると思うが、40人定員いっぱい入ってきた場合に面積基準が下回るんじゃないかな。また、施設も古いため、安全面において問題がないのか。これを担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。ただいまの御質問ですけれども、放課後児童クラブの状況ということでございます。ただいまあいみ児童クラブでは、通年それから長期含めまして43名の方の登録をいただいております。それからプラザ西伯で行っておりますひまわり学級のほうは、合わせて62名登録していただいており、また東西町の放課後児童クラブでは18名の登録をしていただいておりまして、全部で123名のお子様のお世話をさせていただいております。どちらも1人当たりが1.65平米ということの基準がございまして、これを超えてはならないという国の基準がありますので、面積的には今のところでもまだ大丈夫なんですけれども、大きな子供さん方がいらっしゃいますと、やはり活動を行うに当たっては、多少手狭なところはあるのではないかなと思っております。（発言する者あり）1.65という基準を下回ってはならないと。最低基準でございますので、これを下回ると本当に違反ということになりますので、そのところは十分に気をつけて皆さんの登録を受けているところでございます。

それから安全面というところでございますが、指導員の皆さん方には本当にいろいろ気をつけてお子様をお預かりしていただいておりまして、よくよく気をつけてお預かりしているわけですけれども、今のところ、特に物すごく危険なところがあるという認識はございません。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 面積基準も安全面もクリアしているということを伺いました。しかし、私どもが見てみると、いずこの施設もやっぱり建物が古いためか非常に傷んでいます。そこで私は提案というか、お願いしていますけど、やはり施設の再点検。子供の居場所ですので、やっぱりきちんと点検して補修すべきところは補修すべきというふうに思います。

また、角度を変えて宮前児童館。以前は、二、三年前は1万人を超す自由来館がありました。たしか昨年の決算時点では7,000人程度だったと思いますが、少子化で子供が少ないですのでそうなります。宮前児童館もあります。

私はこの際、ことし、今年度で廃園となるすみれ保育園、これを西伯地区の児童館にしてはどうかと。庭の芝生化もあります。この間行ってみたら、やっぱりちょっと外壁等は補修する必要がありますが、補修すべきは補修をして、今の施設よりやっぱり広い施設、法勝寺川の桜並木の下で非常に環境もいい。こういうことも提案したいと思いますが、町長、どう認識されるでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今の子ども・子育て会議の中でも、先ほどおっしゃった子供の居場所づくりという部分について、西伯側に児童館の声は上がっているわけあります。そういう整備をやつたらどうかというような御提言もいただいておるというように聞いておりまして、今お話をいただいたすみれ保育園ですね、今度新しくなって、あそこがあくわけあります。今日まですみれ保育園については芝生化もしましたし、空調機具の設置を年次的にやつたり、さまざま投資もしてきております。そういうことから、今御提言いただいたその児童館といったものに衣がえをして、子育て会議のまた御要望にも応える。そしてまた、今現在手狭になっているこのプラザ西伯ですね。こういうところの問題もこのすみれ保育園の活用でできれば、私はそれはいい方向であろうと、このように思っております。

いずれにしましても、来年の3月まではこれは使うわけですから、4月からすぐできるというようなことにはなりませんけれども、しっかり検討して、御提言いただいたような向きで進めてみたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 町長から前向きな御答弁をいただきました。町の大事な財産、施設であります。どうぞ有効的な活用、これをお願いしたいし、子供たちが喜ぶ居場所。

私は全部の施設も一回点検していただき、危険な面はないのかということも力を入れていただきたいと思います。27年度に向けての全体的な構想も伺いました。重点な項目は保護者の方のニーズに大きく応えていくという答弁をいただきました。

この子ども・子育てはさまざまな事業、大変な事業です。しなければならない事業ですけど、大変です。町民課、健康福祉、教育委員会、3課の連携ということありますが、再度持ち帰って執行部に勉強していただきたいのですが、町には南部町の事務改善検討委員会というのが例規集を見たらありました。副町長を会長とする、8人の方が構成する委員会です。私はこの子育て、3課が連携している、また、住居等に関しては他の課も関係しているところもあります。一度研究されて、私はこの時代になったら総合的な子供課、仮称ですけども。子供課的なものは必要でないのか、これを検討していただきたい。

さらには、今は教育委員会部局が、または町長部局が重なっています。これを町長部局、教育委員会部局でもいいんですけど、この辺を整理する必要があるのではないかと。ということで、今より強力なシステムができるのか。こういうことを検討していただきたいと、これを望んで、1回目の質問を終わりたいと思います。

時間がどんどん経過してきますので、急いで行きます。人権尊重のまちづくり、これで、私は

5月に大阪の鶴橋、コリアタウンにフィールドワークに行きました。現地の方から説明を受けて大変驚きました。中学生の子供が集会に参加して、在特会ですね。一緒にヘイトスピーチを行っていたということで、信じられませんでしたが、何回も確かめて、確認して驚きました。低年齢化、そして、ヘイトスピーチの場所が東京、大阪だけではなく、沖縄のこのほど知事に就任された前市長、この方が米軍の基地の当時反対運動で動員かかって、県民の皆さんと一緒に行動していました。そのときにヘイトスピーチを受けたと。何か中国のスパイとか、沖縄県民でない者は帰れとか。議場ですので、余り不愉快なことは発言できませんけど、そのときの弁で知事は、私たち政治の世界における者はなれているけど、一般県民は驚いたということで、非常に大きな反響を知事や県民が持ったということで、私は非常に、本来ならば国が国連から何回も催促されて、本来は人種差別撤廃条例、これを日本でもきちんとしたものをつくってしなければならないのに、してないと、いつまでも。そして、今度は地域のほうにも、沖縄や奈良の水平社のある地域、被差別地区地域ですね。この前でもやったということで、非常に大きな問題が次々と起きてきます。

町長、先ほども答弁いただきましたが、再度、町村会または六団体等、坂本町長のリードで、こういうことをしてはいけない、また県の人権確立の実行委員会等で皆さんに訴えていただく、そういう思いはないのか、伺いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。ヘイトスピーチについては非常に日本国民として恥ずかしい、そういう思いでございます。私が申し上げるまでもございませんけれども、こういうことに対して早速裁判所のほうでは、よろしくないと、こういう判決も出ておりまして、国際社会の先進国と言われる中でそういう先ほど申し上げましたような、学校に押しかけていって、大人が恥ずかしいことだなと思ってつくづく感じております。

今、いわゆる近隣諸国との関係が特に憂慮されるような状況でありまして、そういうことからそういう近隣諸国、いわゆる在日外国人の方に対する差別的な発言が行われておるというように思っておりますが、これはやっぱり扇動する人もあるわけです。そういう日本社会の民度といいましょうか、そういう恥ずかしい部分が出てきているということだろうと思っております。こういうことが行われないように、あるいはそういうことは恥ずかしいことだという、いわゆる人間の矜持といいましょうか、そういうものに訴えて私はいかなければいけないと。もちろん法整備なども必要だろうと思いますけれども、これはそういう方にお任せすればいいわけでありまして、私ども政治家としましては、やっぱり人が人としての矜持を持つ、日本人としての矜持を持って、このような問題に対応していくような、そういう社会教育といいましょうか、社会づくり、

人づくりというようなものを進めていかなければいけんと。まだまだ至っていないというように、改めて痛切に反省もするわけであります。そういうことを披瀝しましてお答えとします。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 町長の気持ちは大体わかりました。いずれにしましても京都の朝鮮学校は裁判になりました、地方裁判所、控訴して高等裁判所。この結果、罰金1,200万円、半径200メートル以内の立入禁止ということも出ております。また、水平社の問題も有罪等になっておりますので、この辺も町長部局、教育長部局とで力を合わせてやっていただきたいと。後ほど最後でいいですから、教育長の弁もお願いしたいと思います。大事なことです。

次に、町民課長にお聞きします。本人登録制度109名、1%弱ですけど、町民の、他町と比べたら多いということで、これからも引き続いて広報等をお願いしたいし、きょう出席されておる執行部の皆さん、そして町職員の皆さんにも、さらに声かけしていただきたい。

登録者の再登録、驚きました。私、3年だと思っていました、来年の12月ということでゆっくり構えていましたら、点検しましたらことしの12月末で切れるということで、再登録、一番先にしました。町民の皆さん、分かっていません。広報も12月するという答えでしたが、気がつくのが遅いです。他町では個人個人に期限が切れますよと通知されております。なぜそういう積極的な行動がとれないのか、再度質問します。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 先ほどの御質問にお答えいたします。他町ではいろいろとその積極的な動きをしていらっしゃるということを伺いました。本町でも、これから検討させていただきまして、できるところをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 議員に申し上げます。残り時間が少なくなりました、まとめてください。よろしくお願ひします。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 再登録について、琴浦町は、既に本人の意思がない限り継続してこの事業を行う。また、新たに智頭町、大山町も3年の、足かけ3年ですね、この期限を設けない。住民の皆さんのが登録しやすいように制度を行っていくということを聞いております。しっかりと見て、前向きな事業のために、きょうは答弁いいですので、しっかり研究してください。

教育長に最後にお聞きします。条例で町、町民の責務、施策の総合的、計画的なことは町長から伺いました。先ほどのヘイトスピーチに関する教育長の所見と、これからの施策について御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。私もこのヘイトスピーチについて一定程度学ばせていただいたのが昨年だったと思います。何とも言えない、やり切れない思いがしたことをよく覚えているところでございます。

特に子供たちへの影響ということで、私のほうにお話が回ってきたんだろうと思っておりますが、かつて数年前でございますけれども、障がいのある子供たちへの差別用語といいましょうか、子供たちの中でやりとりする、こういう用語が、どちらかといいますと都市部のあたりから経由をして本町の子供たちも使ったという実態があったことを改めて思い出しているところでございます。私たちも含め、あるいは現場も含め、そういう事案が起こって、慌てて、これはこういうことだということで対応をしていったという経過がございます。

そういう経験を振り返りながら、ヘイトスピーチの正しい理解といいましょうか、こういうものについても隣保館あるいは児童館、学校現場、こういうところと情報を共有をしながら、適切な対応をとってまいりたいというぐあいに思っております。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） これからの人権施策ということでございますけれども、町長答弁にもあったかと思いますけれども、総合計画の35年ぐらいだったかな、30年ちょっとだったと思いませんけれども、総合計画のいよいよ最終盤の5年間というところに入ってくるという時期になりました。そういう意味では総合計画そのものをしっかりと見直しをして、計画に盛られた事項について、少しでもその目指すべき姿に近づいていけるようにしっかりと具体的な施策を展開できるよう努力をしてまいりたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で10番、石上良夫君の質問を終わります。

これをもちまして本日予定しておりました一般質問は終わります。

————— • —————

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日9日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参

集お願いいたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時40分散会
